

平成28年9月6日から  
平成28年9月8日まで

標 茶 町 議 会  
第 3 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

## 平成28年標茶町議会第3回定例会会議録目次

### 第1号(9月6日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
総務経済委員会所管事務調査報告	10
厚生文教委員会所管事務調査報告	11
一般質問	13
本多耕平君	13
渡邊定之君	17
深見迪君	23
松下哲也君	34
鈴木裕美君	37
櫻井一隆君	40
延会の宣告	45

### 第2号(9月7日)

開議の宣告	49
報告第11号 専決処分した事件の承認について	49
報告第12号 専決処分した事件の承認について	52
報告第13号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について	54
議案第33号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	57
議案第34号 工事請負契約の締結について	60
議案第35号 工事請負契約の締結について	61
議案第36号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について	62
延会の宣告	73

### 第3号(9月8日)

開議の宣告	78
議案第37号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	78
議案第38号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案第39号 標茶町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について	82

議案第40号	平成28年度標茶町一般会計補正予算	84
議案第41号	平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	84
議案第42号	平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	84
議案第43号	平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	84
認定第1号	平成27年度標茶町一般会計決算認定について	89
認定第2号	平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計 決算認定について	89
認定第3号	平成27年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	89
認定第4号	平成27年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	89
認定第5号	平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	89
認定第6号	平成27年度標茶町病院事業会計決算認定について	89
認定第7号	平成27年度標茶町上水道事業会計決算認定について	89
議案第44号	教育委員会教育長の任命について	89
議案第45号	教育委員会委員の任命について	90
議案第46号	固定資産評価審査委員の選任について	91
意見書案第15号	道路の整備に関する求める意見書	92
意見書案第16号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を 求める意見書	93
意見書案第17号	後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を 求める意見書	94
意見書案第18号	沖縄での米軍属による女性遺体遺棄事件に抗議するとともに 日米地位協定の見直しを求める要望意見書	95
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）		96
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）		96
議員派遣について		96
日程の追加		96
議案第40号	平成28年度標茶町一般会計補正予算	97
議案第41号	平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	97
議案第42号	平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	97
議案第43号	平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 (議案第40号・議案第41号・議案第42号・議案第43号審査特別委員会報告)	97
閉議の宣告		97
閉会の宣告		98

## 平成28年標茶町議会第3回定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成28年 9月 6日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 5 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 6 一般質問

### ○出席議員（13名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君  | 2番 後藤勲君   |
| 3番 熊谷善行君  | 4番 深見迪君   |
| 5番 黒沼俊幸君  | 6番 松下哲也君  |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君  |
| 9番 鈴木裕美君  | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 館田賢治君 |           |

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |         |       |
|---------|-------|
| 町 長     | 池田裕二君 |
| 副 町 長   | 森山豊君  |
| 総務課長    | 島田哲男君 |
| 企画財政課長  | 高橋則義君 |
| 企画財政課参事 | 常陸勝敏君 |
| 税務課長    | 武山正浩君 |
| 管理課長    | 中村義人君 |
| 農林課長    | 牛崎康人君 |
| 住民課長    | 松本修君  |
| 保健福祉課長  | 佐藤吉彦君 |
| 建設課長    | 狩野克則君 |
| 水道課長    | 細川充洋君 |
| 育成牧場長   | 類瀬光信君 |
| 病院事務長   | 山澤正宏君 |

やすらぎ園長	春日智子君
農委事務局長	村山裕次君
教 育 長	吉原平君
教育管理課長	穂刈武人君
指 導 室 長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（館田賢治君） ただいまから、平成28年標茶町議会第3回定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（館田賢治君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（館田賢治君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

2番・後藤君、 3番・熊谷君、 4番・深見君、

を指名いたします。

◎会期決定

○議長（館田賢治君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月8日までの3日間といたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、9月8日までの3日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（館田賢治君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 先の定例会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましても、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の5点について補足をいたします。

1点目は、台風7号・11号・9号・10号に係る災害対応についてご報告をいたします。

台風7号は、8月17日帯広市付近に接近し、本町においては、17日午前0時37分に大雨警報（土砂災害、浸水害）が発表され、16日から17日にかけて暴風雨による多数の箇所倒木が発

生したことから、通行と安全の確保のためその処理対応にあたりました。また、17日夕方から明朝にかけて、町内広範囲で最大1,080戸の停電が発生しました。

なお、釧路川下オソベツ樋門での水位上昇により、釧路開発建設部に排水ポンプ車の要請を行いました。幸い、ポンプ車の稼働には至りませんでした。

被害状況ですが、牛舎等農業施設の破損が62件、生乳廃棄2.2トン、デントコーン倒伏3ヘクタール、標茶駅前商店街2店のシャッターが破損する被害が報告されております。

次に、台風11号は、8月21日釧路付近に接近し、本町には同日午前1時8分に大雨警報が発表され、21日明け方から夜遅くまで激しい降雨となりました。また、台風11号上陸前の台風7号や前線停滞の影響による断続的な降雨により、河川の水位は高い状態にありました。

釧路川の水位上昇による対応ですが、下オソベツ樋門での水位上昇により、近隣農家への浸水の恐れが予想されたため、釧路開発建設部に排水ポンプ車の要請を行い、21日午前10時50分から23日午前9時43分まで対応を行いました。

また、道路パトロールや河川監視など事前に減災対策を実施しておりましたが、釧路川水位が氾濫注意水位を上回り、さらに上昇する恐れがあることから、午後0時30分災害対策本部を設置し、直ちに職員を招集し対応にあたったものであります。

市街地河川の対応については、21日午後1時27分釧路開発建設部からリエゾン派遣を頂き、情報収集により富士樋門を閉鎖する可能性がある旨の事前連絡を受け、樋門閉鎖時における内水氾濫が予想されると判断し、午後1時30分、浸水想定区域の旭町、桜町、富士町、平和、麻生1丁目の住民1,152世帯2,376人に避難準備情報を発表するとともに、避難所開設準備の指示、14時30分に避難勧告を発表し、エリアメール、広報車、消防放送により住民周知を実施し、職員を各町内会へと派遣いたしました。

避難所については、要支援者を対象に、ふれあい交流センターを、一般避難者を対象に、農業者トレーニングセンター、福祉センター、標茶中学校、麻生会館、開運コミュニティーハウスを順次開設、受入れし、避難者総数は744名となったところであります。

内水氾濫への対策としては、午後3時59分富士樋門を閉鎖すると同時に、事前に要請をしておりました釧路開発建設部排水ポンプ車及び標茶消防署ポンプ車による排水作業を開始し、樋門開放時刻午後11時30分まで実施をいたしましたが、オモチャリ川の増水により、富士町、桜町の一部が冠水しました。

また、避難勧告については、気象予報、河川水位の状況から判断し、22日午前4時30分に解除し、午前9時30分までに全ての避難所を閉鎖したところであります。

被害状況につきましては、床下浸水が標茶市街地で23戸、道道通行止め3路線、町道通行止め8路線、町道損壊2路線、オモチャリ川護岸損壊、釧路川堤防（開運橋下流左岸）損壊が確認されており、復旧対応を進めているところであります。

なお、台風9号の接近により、その後も予断を許さぬ状況にあったため、災害対策本部は継続設置の状態としました。

台風9号は、8月23日北見市付近に接近し、本町においては、22日午後3時50分に大雨警報が発表され、22日夕方から23日明け方にかけて暴風雨となりました。

釧路川下オソベツ樋門での水位上昇により、釧路開発建設部に排水ポンプ車の要請を行い、22日午後2時50分から23日午前11時55分まで排水作業を行いました。

また、塘路市街地においては、民家2戸の浸水対策を実施し、22日午後6時20分から午後8時30分まで、塘路住民センターを避難所開設いたしました。

塘路市街地において、床下浸水2戸の被害が発生しています。

なお、災害対策本部は、8月23日午後2時45分をもって解散し、対策会議の対応へと移行いたしました。

最後に、台風10号の対応についてでございます。

大型に発達した、台風10号は、8月31日未明に道南に接近し、道内に甚大な被害をもたらしました。本町では29日夜のはじめから30日夜遅くにかけて降雨が続き、30日午後2時25分に大雨警報が発表されました。

30日午前6時30分、釧路川下オソベツ樋門での水位上昇により、釧路開発建設部に排水ポンプ車の要請を行い、31日午後6時30分まで排水ポンプ車を稼働し、また、周辺農家への浸水対策を実施したところであります。

8月16日0時から31日24時にかけての総雨量は、標茶で469.5ミリメートル、塘路で455.5ミリメートルで、釧路川水位は、最高で22メートル25センチに達したところであります。

なお、長期間にわたる降雨の影響で、8月17日よりJR釧網線が運休となっていることから、8月27日より、町において通学と緊急通院の対応を代替バス運行等、対策を講じております。

北海道に台風の接近が続く状態が続いていますが、今回の災害対応での教訓をいかし、「安全で安心なまちづくり」のため、諸情報を集約検討し、さらに減災防災対策の充実に努めてまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、災害復旧対策を優先的に進めるため、9月1日実施予定をしていました「平成28年度標茶町総合防災訓練」を中止したことを合わせてご報告いたします。

最後となりますが、今回の避難勧告及び災害対応につきまして、多くの関係機関、町民の方々のご協力を頂きましたことに、深く感謝を申し上げます。

2点目は、町立病院小児科外来の診療日数の拡大についてであります。

この度、町立病院小児科外来の診療日数が10月より拡大することとなりましたので、ご報告いたします。

ご承知のとおり、町立病院の小児科外来は現状、毎週火曜日と毎月1回水曜日を加えた診療を行っております。

小児科で実施しております、ヒブ、肺炎球菌、BCG、MR、四種混合ワクチン等各種予防接種のほか、来月（10月）からインフルエンザワクチン予防接種が始まりますことから、小児一般患者の診療時間を確保するため、かねてより医師派遣元であります旭川医大小児科医局へ



診療日数の拡大について要請をしましてまいりました結果、前年度と同じく来月（10月）から来年3月までの6カ月、医師を毎月1日、延べ6日の追加診療派遣をいただくこととなりました。

医師派遣をいただきます旭川医大小児科医局のご理解とご協力に感謝をいたしますとともに、来年度の診療体制については改めて協議することになっており、診療日数の拡大について今後も引き続き、要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目は、地方自治法第180条に基づき専決処分についてであります。

この度、地方自治法第180条に基づき、町道で発生した事故にかかる損害賠償について専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

報告いたします事故は、経年劣化により発生した舗装道路の破損箇所を走行したことを原因とする事故であります。

この事故は、6月29日に町道片無去3線を走行した車両が舗装道路に発生したくぼみにより、左側前後のタイヤ及びホイールを破損したものです。

事故要因となった舗装破損箇所は、直近の定期パトロール時点では、確認されていなかったものであります。

事故後、破損箇所については補修工事を行い、安全対策を講じており、今後はより一層、町道の維持管理に努めてまいり所存でありますので、ご理解願いたいと思っております。

4点目は、スポーツ合宿誘致の結果についてであります。

本年度の合宿誘致の結果についてご報告申し上げます。

本町のスポーツ合宿につきましては、地域経済の活性化、人的・技術的交流による情報収集と良質な情報発信が例年行なわれ、本町の夏の風物詩とも言うべき事業となっております。

本年度につきましては、合宿誘致推進員をはじめ関係者のご努力により実業団陸上チームで、常連の天満屋・九電工・大塚製薬に、ことし初めてとなるユニクロが加わり、4団体の参加をいただき、このほか、札幌静修高校陸上部、北海道陸上競技協会などの団体が来町し、総勢で579名の競技者が本町に集い、汗を流していただきました。また、今年、全道高校駅伝競走大会が本町で開催されますことから道内各地から試走に来られております。

合宿団体については、本町の恵まれた環境の中でトレーニングを積む中、住民との交流や地元児童生徒に対する技術指導を行なうなど、所期の目的を達したところであります。

本町の合宿地としての魅力は確実に定着し、広がりを見せはじめておりますことから、合宿誘致推進員の活動を中心とする積極的な誘致を行い、質、量、ともに充実した展開を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

5点目は、職員の在職状況について、ご報告申し上げます。

はじめに、平成27年度の年度途中での退職、採用については、退職が看護師2名、採用は年度末までの退職予定者を含めて4名の看護師を途中採用しております。

次に、ことし3月31日付の定年等退職者につきましては、事務職2名、栄養士1名、保育士1名、放射線技師2名、看護師3名、介護職1名あわせて10名が退職しており、それにより、

本年4月1日付で正職員としての採用は、事務職3名、管理栄養士1名、保育士2名、介護職3名、福祉専門職1名、放射線技師2名、看護師1名、合計で13名の採用を行っております。

結果、平成27年度の退職者数10名、採用者数17名で4月1日現在の職員総数は、266名となっております。

現在、第4期行政改革に従い、新たな行政需要にも柔軟に対応できるよう適正な人員配置に努めることとし、事務事業の見直し等により職員数の適正配置計画を実施しておりますが、住民サービスの低下を招かぬよう充分意を配し、適正な人員配置に努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成28年第3回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下5点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、児童・生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

町教委としましては、「いじめはどの地域、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、年2回の調査を実施し、よりきめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応と未然防止に役立てております。

6月に実施いたしました、今年度前期の結果についてご報告いたします。

まず、「4月から調査日までにいじめられたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で約8%（34名）、中学生で約1%（2名）おりました。

また、「どないじめをされましたか」の問いに対しては、小中学生ともに多いのが、「悪口をいわれた」と「仲間はずれや無視をされた」でした。

一方、「いじめは絶対に許されないことだと思いますか」の質問では、小学生の約97%、中学生の約88%が「そう思う」と回答し、中学生では増加しています。

さらに、小中学生ともに、「いじめられたとき誰にも相談しない」と回答する児童生徒が減少していることや、「いじめ相談窓口のカード」を知っているという回答が増加していることなどから、児童生徒のいじめに対する理解や意識が向上してきていることが見られました。

この調査では、本人が「いじめである」と感じたものは全て取り上げ、指導の対象としています。今回も、全ての事例に対してその状況を把握し、指導にあたっております。また、調査結果は、全家庭に配布し、家庭と情報を共有しています。

いじめの根絶については、児童生徒自身が自分たちの問題として強い意識をもって実践することが大切であります。

今年度も町内の各小中学校では「児童生徒によるいじめ根絶1学校1運動」に取り組むとともに、「標茶町いじめ根絶子ども会議」を各学校の交流の機会として位置付け、児童生徒によ

る主体的な活動を育てる取り組みをしてまいります。

今後も、いじめ根絶に向け、状況把握と丁寧な指導を継続し、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を発揮するとともに、いじめの未然防止・早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

2点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

はじめに、7月10日に札幌市で開催された「第29回南部忠平記念陸上競技大会」に標茶陸上少年団が出場しました。

「4×100メートルリレー」に、釧路地方陸上競技協会の代表メンバーとして出場した石崎琉輝くん（標茶小6年）と菅原悠輝くん（標茶小6年）が6位に入賞しました。

7月17日から18日には、旭川市で開催された「第34回北海道小学校陸上競技大会」に、同少年団が出場し、「100メートル走」で菅原悠輝くん（標茶小6年）が5位に入賞し、「走高跳」で秋山 爽くん（標茶小5年）が8位に入賞しました。

7月24日に北見市で開催された「第30回マルちゃん杯北海道少年柔道大会」に、標茶柔道スポーツ少年団が出場しましたが、予選敗退となりました。

8月6日から7日に、旭川市で開催された「第28回ミニバスケットボール北海道ブロック大会兼第37回北海道ミニバスケットボール夏季交歓大会旭川大会」に、標茶ミニバスケットボール少年団が出場し、2日間で4試合が行なわれ、4戦全勝と健闘いたしました。

8月13日から14日に、東京都で開催された「第56回空手道連盟糸東会全国選手権大会」に、標茶空手スポーツ少年団の渡邊穂乃香さん（標茶小6年）と渡邊勝真くん（標茶小3年）が出場し、「形の部」で両名とも準優勝で、全国2位の成績を収めました。

次に、道内各地で開催された「中体連全道大会等」の結果についてご報告いたします。

7月25日から27日に、北見市で開催された「第47回北海道中学校陸上競技大会」に、標茶中学校3年の金野日南さんが「100メートルハードル」に出場しましたが、予選敗退いたしました。

7月29日から30日に、札幌市で開催された「第37回北海道中学校剣道大会」に、虹別中学校3年の柳沼優希くんが出場し、「個人の部」でベスト16と健闘しました。

7月29日から31日に、八雲町で開催された「第46回北海道中学校卓球大会」に、標茶中学校3年の佐々木梨乃さんと、藤田菜央さんが出場しましたが、予選敗退となりました。

7月30日から31日に、登別市で開催されました「第44回北海道中学校柔道大会」に、標茶中学校3年の村山俊騎くんと、同校2年の千葉玲奈さんが出場しましたが、ともに2回戦敗退となりました。

9月3日から4日に、小樽市で開催された「北海道卓球選手権大会（カデットの部）」に、標茶中学校卓球部9名が出場しましたが、個人戦で1回戦及び2回戦敗退となりました。

9月3日から4日に、小樽市で開催された「北海道陸上ジュニア選手権大会」に、標茶中学

校3年の金野日南さんが、「100メートルユースハードル」に出場しましたが、予選敗退となりました。

次に、9月1日から4日に札幌市で開催された「第61回北海道吹奏楽コンクール」に、標茶中学校吹奏楽部が「中学校C編成の部」に2年連続で出場しました。全道大会では銅賞を受賞しました。

今後の児童生徒のさらなる活躍を期待するものであります。

3点目は、「第27回子どもの夢を育てるまつり」についてであります。この事業につきましては実行委員会が主体となり関係機関、団体の協力を得て7月24日、駒ヶ丘公園において盛大に開催されました。

当日は、開会前から多くの子ども達や親子が会場に訪れ、本来の目的であります子どものためのイベントとして、多くの町民の参加をいただきました。

内容につきましては、毎年人気を博しているミニSLの運行や白バイ・ミニ消防車の乗車体験などを楽しんでおりました。

会場では各ブースとも盛況でいろいろと工夫された遊びと食べ物コーナーが提供され、思い思いの遊びを体験するなど、将来を担う子どもたちに楽しい夢を与えることができた一日となりました。

4点目は、さわやかランニング教室についてご報告いたします。

この事業は、スポーツ合宿で訪れる団体と町民との交流やトレーニング技術の習得を目的に開催するものであります。

今回は、7月25日から8月3日まで本町にスポーツ合宿で訪れました岡山県岡山市に拠点をもち天萬屋、福岡県福岡市に拠点をもち九電工、徳島県鳴門市に拠点をもち大塚製薬、山口県山口市に拠点をもちユニクロのいずれも女子陸上競技部、総勢55名のうち21名の選手により、7月31日に全天候型多目的町民ふれあいプラザ「ゆう」において開催されました。

当日は、幼児から大人まで37名が参加し、さまざまな運動に応用できるトレーニング方法を選手一人ひとりがお手本を示しながら終始和やかな雰囲気に参加者と選手が交流を通じて技術を学ぶ機会となりました。なお、この事業は合宿団体のご好意により実現したものであります。

5点目は、図書を受贈についてご報告いたします。

標茶町図書館への図書の寄贈であります。標茶古本市の会から児童図書6セット、22冊（7万2,360円相当）の寄贈をいただき、昭和59年から累計で1,424冊（221万8,541円相当）となりました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会における行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） ただいまの、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 先ほどの町長の報告の中で、釧網線の不通による代替バスといますか、私の耳には通院患者と聞こえたのですが一般住民への配慮はまだなされていないのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

釧網線が不通になっていることによりまして、特に高齢者でJRを使って釧路市内の病院に通院している方について、非常に苦慮しているということの情報収集を行っております。

まず先月の下旬に開催されました民生委員協議会の全体会議がありましたので、その場でそういう地域の方でお困りの方の情報収集をさせていただきました。それから職場的には町内にある居宅の事業所、ケアマネージャーを通じてそういう方がいるかどうかの把握をさせていただいております。私どものほうに七、八件の情報が寄せられておりまして、その中で先週ですね、どうしても釧路のほうに行く手段が確保できない方の1名については担当職員が公用車で送迎をしているところでございますが、現在それぞれの状況の中で困り具合を勘案しながら、あとはJRの開通見込みも予想しながら引き続き対応していきたいというふうに考えております。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（舘田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（舘田賢治君） 日程第4。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・本多君。

○総務経済委員会委員長（本多耕平君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了しましたので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告いたします。

総務経済委員会所管事務調査報告書。

調査日時、平成28年8月5日。調査場所、多和育成牧場事務所。調査事項、多和育成牧場の

運営と今後のあり方について。出席者は記載のとおりであります。

#### 調査の経過及び内容

(1) 資料に基づき年次ごとの事業のあらまし、そして施設機械の現状、さらに28年度の草地、施設、機械の管理について具体的に説明を受ける。

(2) 今後の牧場運営のあり方については本町の置かれている酪農の実態、また、公共牧場開設の初期の目的に鑑み、営利を目的にせず本町酪農の維持発展に寄与して行くとの数字を基に説明を受けました。

委員会の所見であります。

昭和42年国営大規模草地改良事業で着手、昭和47年より多和育成牧場を開設、公共牧場として乳用後継牛の周年受託育成事業を本格的に着手して以来、現利用戸数は町内70戸、道外100戸の利用戸数となっている。農業の廃業が約3%になっているにも関わらず利用頭数が減少しないことは、近年、大型化による哺育、育成に対するサポート事業として初期の開設目的が支持、定着されているものと考えます。40年間預託料を上げていないこと、さらに町内と道外の乳牛を分離管理する等、衛生管理に十分な手立てがなされている。27年度哺育牛を合わせると100万頭の延預託頭数ということはマックスの頭数であり今後の課題として、

1. 町内町外の預託頭数のバランスをどのようにするのか。
2. 哺育事業が今後とも増加が予想される中で施設を含め事業計画を具体化すべきと考える。
3. 上オソツベツ施設、特に畜舎の利用方法（法定伝染病隔離舎）を再検討すべきと考えます。
4. めん羊飼育については、一部、町福祉事業との連携事業であることから、今後の方向性を早期に検討すべきと考える。
5. 育成牧場内に位置する本町の観光施設「多和平」を関係する所管と十分連携を図り、さらなる施設の充実を願うものである。

以上であります。

○議長（館田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了します。

#### ◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（館田賢治君） 日程第5。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・熊谷君。

○厚生文教委員会委員長（熊谷善行君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項、町立病院の空きベッド空きスペースの活用について。

厚生文教委員会所管事務報告書

調査日時、平成28年8月10日。調査場所、議員室。

1、調査事項、町立病院の空きベッド空きスペースの活用について。

2、出席者は記載のとおりでございます。

3、調査の経過及び内容

1、町立病院の空きベッドの活用方法について

2、特別養護老人ホーム（サテライト型）整備に係る基準等

3、町立病院・特別養護老人ホームのサテライト化による占有・共有部分（原案）の説明

4、サテライト特養整備に係る介護保険料影響額（試算）等の資料に基づき説明を受けた

（1）主な説明。

1、現在、特別養護老人ホーム「やすらぎ園」待機者は110名ほどいる。①特養待機者の対策、②中間施設の整備、などの検討を進めているが介護保険料の増額を抑えるためにも、当面新たな特養施設の新設ではなく「転用」を模索し、「サテライト型特養」の整備などについて釧路保健所と協議を進めている。

2、病院の空きベッド活用を「特養」としたのは、他の民間法人ではできないものを行う必要があると考えたからである。

3、課題として、人的配置をどうするか、財源をどうするかなどがあげられる。

4、病院の空きベッド、空きスペースをどう活用するのかについての設計図プランについても一定の案が示された。同時に当面特養専有部分に12床を考えている案もあることが示された。

（2）主な質問と回答については記載のとおりであります。

4、委員会所見

①町立病院の空きベッド、空きスペースを介護施設に活用することが具体化してきたのは前進である。

②今後、住民の理解も得て、できるだけ早く実現することが望まれる。

③今回の所管事務調査を契機に、市街地から離れた集落に施設を建設（既存施設の転用も含め）することを展望することも課題として必要である。

以上です。

○議長（館田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前 10時38分

再開 午前 10時45分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（館田賢治君） 日程第6。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君）（発言席） それでは、私のほうから育英資金貸し付けに係る地元就業者への減免規定の拡大を図るべきということ、町長、教育長のほうに質問をいたしたいと思っております。

現在、中学生までの義務教育を超えて高校授業料無償化が一定以上の高所得者や私立高校を除き行われており、高等学校の義務教育化が進んでいるのではないかと考えるところであります。子供たちが高校、大学、専門学校に進み、社会で活躍するに当たり、希望する職業を選択する上で自己研さんと努力によりその実現を可能とするものであります。現在では、高校を卒業した後、都市部に集中する大学や専門学校等に進む場合が多く、地方に住む者にとって専門的な分野に進学する場合、それ相応の学資金が必要となっているのが現状であります。その中で奨学金制度は親御さんにとって大変重要となっているものであります。

初めに、本町において経済的理由によって進学、在学困難な者に対し一定の学資金を貸し付ける制度「育英資金貸付制度」を設けておりますが、過去3年間の貸付状況はどのようなになっているか伺います。

また、その場合、貸付規定では返済は貸付期間終了後10年以内で返済することになっておりますが、現在10年を超えて返済している者がいるか否か。さらに、いるとしたら貸付金返済者総数のうち何人ぐらいか伺いたいと思っております。

2点目は、条例で減免規定を設けておりますが、これまでのその実績について伺います。その場合の事由についてもあわせて伺います。

また、4項にある教育委員会が特に必要と認める理由があるときとはどのようなときでしょうか、伺います。

3点目は、地域経済発展において人材は欠かせることのできないものであります。本町の基



幹産業酪農の発展に重要な専門職の獣医師や、住民の健康を守る上で医療・福祉機関の運営に必要な人材確保の困難な医師、看護師など資格専門職の方が本町に一定期間就業した場合には、育英資金貸付金の返済を減免する規定を追加してはいかがでしょうか。

また、近年、奨学金を借りて就職後の返済が困難になるケースが多々あると聞きます。そこで、他の奨学金、例えば日本学生支援機構、他自治体の奨学金制度の返済に町内に一定期間就業した場合は就学資金返済を支援する制度、例えば「返済の一部を肩がわりする」制度の創設、さらに永住を進めるために住宅を建てる場合「町有宅地を開放する制度」など、考えられる支援制度を創設し、有資格者の確保に努力すべきと考えますが、その考えはないか伺います。

○議長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 11番、本多議員の育英資金貸し付けに係る地元就職者への減免規定の拡大を図るべきについてのご質問にお答えいたします。

1点目の育英資金貸付制度の過去3年間の貸付状況及び貸付期間の終了後10年を超えて返済している者の状況についてのご質問ですが、まず、過去3年間の貸付状況、平成25年から27年についてであります。学校の種別ごとに貸付金の限度額が決まっておりますので、その学校種別ごとに人数及び貸付金ともトータルで申し上げますと、大学院及び大学の学生、これは短期大学も含めますが、つきましては、新規が3名、継続が9名、合計12名で、貸付金額が360万円、専門学校の学生が新規が1名、継続が2名、合計3名で貸付金額が72万円、合計しますと、過去3年間では15名の奨学生に対し、432万円の貸し付けを行っているところであります。なお、医学・歯学課程の大学院及び大学の学生、高等学校の生徒につきましては、過去3年間で貸し付けの実績はございません。

次に、貸付期間終了後10年を超えて返済している者の状況であります。現在の貸付返済者の総数は34名で、そのうち4名が10年を超えている状況にあります。

2点目の貸付金の減免実績とその事由及び教育委員会が特に必要と認める場合の理由についてのご質問ですが、まず、これまでの貸付金の減免実績とその事由についてであります。標茶町育英資金貸付基金条例第7条第1項第3号の「借受人が生活保護法の適用を受けるに至ったとき」に該当する者が1名、同条第1項第4号の「その他教育委員会が特に必要と認める理由があるとき」に該当する者が1名、合計で2名の減免実績となっております。

次に、教育委員会が特に必要と認める場合の理由についてであります。先ほど申し上げましたとおり、これまでの事由に該当する者1名の減免実績でございますが、その理由につきましては、借受人が自己破産による免責決定者となったことから貸付金の返還が不可能になったため、減免対象としたところであります。

3点目の医師、獣医師及び看護師等資格専門職の方が本町に一定期間就業した場合、育英資金貸付金の返済を減免する規定を追加してはどうかについてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、本町の各分野における専門職の人材確保については重要な課題であると認識しているところであります。教育委員会としても育英資金のあり方につきましては、育英審議委員会委員

のご意見等も伺いながら、研究していきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番、本多議員の育英資金貸付に係る地元就労者への減免規定の拡充を図るべきとのご質問にお答えをいたします。

私からは3点目のご質問にお答えをいたします。

まず、民間奨学金、他自治体の奨学金制度の返済に際しての支援制度の創設についてのお尋ねであります。本町において専門職の人材確保が重要であるとの認識は、議員と意を同じくするところであります。また、支援制度の充実につきましても、検討すべき観点とも考えております。

一方、国においても8月2日付で閣議決定された一億総活躍社会の実現、若者への支援拡充の施策として給付型奨学金、無利子奨学金について平成29年度予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現するとの方針決定がされております。詳細について未確定部分が多く、また、財源対策もまだ見えませんので、今後とも情報収集に努めるとともに、教育行政との協議により現行制度との総合的な政策の課題整理を行いながら検討することとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

後段につきましては、支援策の一つと受けとめますが、人材確保に向け、引き続き努力してまいりますとともに、必要とする人材が何を必要とし、また、何が有効な方法であるか、各種産業団体、審議会等のご意見もいただきながら、研究してまいりたいと存じますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○11番（本多耕平君） ただいま教育長、さらに町長のほうからお答えをいただきました。学生たちの、さらにはまた、その職場での非常に人材の確保の困難ということは認識をともにするというところでいいわけですが、ただ、私がさらに申し上げたいことは、町長も教育長もお二人とも、実は後段のほうの私の3番目の問題については研究をしていきたいと、検討していきたいというような、実は各関係機関とも連携をとりながらというお答えをいただきました。これは私、ぜひやっぱり一刻も早くこれは取り組んでいかないといけない実は実態に来ているというふうに報告をしたいと思うのです。各減免、育英資金の減免等々の問題については、各自自治体でUターン制度とかいろいろな制度をつくりながら、自治体で地元への定着を進める問題を真剣に取り組んでいると。

そんなことからぜひ本町でもという考えなわけですが、実は医療関係のほうは、私、まことに失礼な言い方かもしれませんが、医者、看護師等々については町長を先頭に各医大、そしてまたさらに、その確保ということでは議会で等々常に報告をなさっておられますから理解いたします。

問題は、私、獣医の問題をひとつここで改めて取り上げたいと実は思うのです。ご案内のように、年間非常に離農者戸数が多いわけですが、乳牛の頭数が3万8,000頭、これは全く減っていないわけですね。ということは、もちろん1戸当たりの大型化が進んでいるわけです。しかしながら、その中には、大型化といっても経営者の努力義務があるわけですが、傷病、繁殖、予防等についてはどうしてもやっぱり獣医の必要性があるわけです。

そんな意味から、その農家をサポートするのは獣医師でありますから、では、獣医師の確保はどうなっているかということで、私、先般、北海道ひがし農業共済組合のほうにお伺いいたしまして、獣医の実態を実は聞いてまいりました。釧路、根室広うございますから、標茶の場合だけに限ってお話をしたいわけですが、今のこの標茶地区共済、釧路にある共済では獣医が190名いらっしゃるようです。ただ、しかしながら、どの職場も同じようにやっぱり年代のいろいろな層がありまして、これから6年間は12名の獣医を補充していかないと190名を実は確保できないのだと。しかしながら、現況、28年度のこしの実態を見たときに、全国で獣医の国家試験を受けて卒業する方が1,050人だそうです。そのうち、いわゆる産業大動物というものを希望する獣医師が60名しかいないのだと。60名の獣医の中でいわゆる釧路地区、釧路と申しますか、釧路、根室でもって、特にこの中部ということで釧路なわけですが、そこで12名の獣医の希望を出したところ、9名しか来なかったのだと。とれなかったと。これに関しては、共済としても実施を今までよりも早く3年生、4年生で受けられるとか、さらにはまた本町あるいは釧路の実態をよく調査しながら理解を求めるためにやっているということなわけです。

そこで、私は、前段申し上げましたように、獣医をできれば定着させるということで本町としてやっぱり支援策として、行政の支援策として獣医の確保のために質問でも申し上げました何かそういう制度を創設しながら本町の酪農を守っていくのだと、基幹産業の酪農を守っていくのだという一面からやはりできれば、できればというよりも、検討するよりも、いち早くやはりそういう政策制度を検討やっぱり創設をしていただきたい。教育長にもお願いいたしますけれども、学生というのは、特に獣医の場合については年間で6年間の獣医なわけですから、トータルで言いますと、生活費の学費をトータルしますと、いろいろありますけれども、平均的に見ますと、6年間で2,400万円ぐらにかかっていると。さらにそれに受験費用等々を入れますと、6年間で約3,000万円ぐらにかかっているのだと。となれば、やはり就職してからでも、かなりその学生が希望に燃えて力強く、例えばどこかの獣医になったとしても、その学資金の返済には多額な負担があるということから、学生支援あるいは本町の酪農支援のためにも、検討する、研究するのではなくて、一日も早い、そういう支援制度を検討していただきたいというふうにいま一度申し上げて答弁をいただきたいと思いますが。

○議長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたしたいと思います。

議員のおっしゃられていることにつきましては、重々理解しておりまして、先ほど申し上げ

ましたけれども、育英審議委員会の中でそういった議会の議論がありますということで、その中でどういったことが必要か鋭意検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先ほどもお答えをしておりますように、やはり本町にとってどういった若者がということにつきましても、総合的に判断をしなければいけないと思っておりますし、獣医の不足等々については私も十分理解をしておりますけれども、ご案内のように、獣医師の試験というのがもう80年ぐらいからですか、非常に難しくなりました、それ以降、女性の方の獣医師になる確率が非常にふえてきたという実態があります。そのころから、やはり大動物、臨床のほうを希望される方が非常に少なくなってきた、それ以降、獣医師の確保等々がこれはもう全国的に苦慮されているというのが実態というのはあると思ひます。

そういった中で、本町の基幹産業、酪農を支えていくためにどういった、これは獣医師だけではないと思ひますけれども、やはり例えば人工授精師であるとか、削蹄師であるとか、いろいろな専門職が必要になると思ひますので、そういったことも含めて、関係機関の皆さん方と協議をしながら、どういった施策が効果的なのか等々について検討させていただきたいと先ほど申し上げたわけでありますので、ぜひご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 本多君。

○11番（本多耕平君） 町長、教育長、否定的な考えではなくて、やはり基幹産業の酪農を守る上で、あるいはまた、教育長のほうからは学生を支援していくというようなお話をいただきました。あくまでも執行者としてのできれば大刀を振るって審議会あるいはまた各委員会なり等々でそのような、標茶を、産業を守っていく、地域を守っていくのだというようなぜひ力強いご発信をしていただければということをお願いを申し上げ、願ひではないですね。ぜひそのようにしてくださいということをお願いを願ひして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 以上で11番、本多君の一般質問を終わります。

続いて、8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君）（発言席） 質問通告に従ひ、質問いたします。

まず初めに、農家私道の必要な除雪をし、基幹産業の支援をについてであります。

酪農家の中には除雪対象路線から自宅、牛舎施設までの私道の距離が非常に長く、冬期間の除雪に苦勞している実態があります。特に、出荷、毎日の時間が決まっている農作業に大きく影響しているところがありますが、町としてその実態を把握しているでしょうか。また、それらの農家の皆さんからの要望は届いているのでしょうか伺ひます。

近年、気候の大きな変動による降雪量、吹雪等を考えると、自前の機動力では限界があり、ミルクローリーの集荷時間によってはかなり早朝からの対応が必要となります。これは、大変日常の農家経営を圧迫していると考えますが、この点について町長の所見を伺ひます。

また、町としては、このような実態を把握し、酪農家の生の声を聞きながら的確な対応をし、農協とも連携しながら基幹産業の支援をすべきと考えますが、伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の農家私道の必要な除雪をし、基幹産業の支援をのぞねにお答えをいたします。

1点目の除雪作業が農作業に及ぼす実態把握につきましては、積雪地であれば、どんな職種であっても対策して行わなければならない作業と認識をしていますが、正確な実態把握は行ったことはございません。また、農家要望については地域振興会やJAさんを介して受けたこともございませんし、個別要望もこれまで受けた記録はありません。

2点目の除雪作業が農家経営を圧迫しているか否かの所見ですが、申し上げるまでもなく、酪農は自然や動物が相手の産業であり、その時々々の自然と折り合いをつけながら営まれているものと認識をしており、個々の経営における施設や機械等の整備、また、労働力の確保については原則的にはそれぞれ経営者として判断をされ、対処されるもので、経営内で完結されるものと考えています。

3点目の酪農家の生の声を聞きながら的確な対応をし、基幹産業の支援をすべきとのぞねですが、これまでも皆様の声を聞く機会としては、議会はもちろんですけれども、町政懇談会や農業振興会議を初めとする農業施策推進のための各種会議での場で直接ご意見をいただいたり、JAさんや酪農振興会組織との意見交換、情報提供による提案等も真摯に受けとめ、町政施策全体の中で緊急性、公平性、事業効果、財源確保、持続性等々を総合的に勘案をし、優先度を判断、町として町民に理解をいただける施策の実施に努めてまいりました。今後においても基本的にはこれまでと同様に適宜適切に対応してまいりたいと考えていますが、それ以外の手法であっても有益なご意見であれば、ご提案をいただき、検討してまいりたいと考えていますので、ご理解を願いたいと存じます。

いずれにいたしましても、町が行う除雪は町道と公共施設に対し行うものであり、冬期間の降雪時における安全で円滑な道路交通確保のために安全かつ効率的、効果的に実施するという基本方針のもとに町民の皆様の生活が始まる時間までに道路交通の確保を目標に設定した除雪計画を果たすべく、町と委託業者が連携、協力し、実施するものです。

また、その時々々の気象状況に応じては、国道、道道の道路管理者との情報交換、過去の経験、業者との意見交換を参考に限られた時間の中で作業の安全性を確保しながら対処し、実施しなければならないものであることをご理解願いたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、町長が具体的な要望が町長のもとには届いていないというお答えでありましたけれども、私がお聞きする中では、もう会あるごとに昭和の時代からこの除雪の問題、確かに私道の問題なのですけれども、訴えてきたと。それに対して、なぜだめなのかも

具体的な返答がないということで、私は私道ということで除雪が入らないということと、単なる私道ということと、その私道が公道から自宅のローリーの処理室まで400メートルぐらいのところを除雪するというその非常に困難な状況、そういう状況を、この話を僕に訴えた方は、もう私も80歳だと。この80歳の隠居の方が本当にその400メートルの除雪をする、こういう実態を本当に理解してもらえていないという訴えがされています。

そこで私道について、町としてはさまざまな理由があるのでしょうかけれども、一つの基準となるものがありましたら、お知らせ願いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 今の質問に対しまして、町道の除雪が基本でございますけれども、私道についてはどのような基準で除雪をされているかというご質問にお答えしたいと思います。

まず、町道以外の除雪で行っている部分につきましては、福祉除雪、高齢者世帯に支援が必要な場合、こちらにつきましては福祉関係課からの建設課のほうに依頼がありまして、そちらのほうで要支援と判断された部分については町のほうで行っております。

また、私道といいましても、いろいろなケースがあると思います。完全に個人の敷地の中を個人の住宅に向かっている私道、あるいは町道ではないですが、ある程度公共性がある個人だけではなくその他の人間も必要として使っている道路、そういった道路に分けられるというふうに考えておりますが、そういった道路につきましては、こちらの確認、こういった状況で私道といえども公共性が認められる道路、これについては町道の中で市街地以外では、今、1路線、除雪を建設課の除雪計画の中で行っていると、そういった現状がありますので、ご理解を願います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今お答えいただいた公共路線という点で牛乳集荷の路線、私道であっても公共の道路というぐあいに理解できる部分はあると思うのですけれども、公共といいますか、集荷をするという道路として、私道であっても産業としての公共性の意味合いが強いのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

除雪に対する基本的な考え方には先ほどもお答えをいたしましたし、課長からも答弁をいたしました。原則的に我が国は私有財産を持つということが認められているわけでありまして、私有財産が認められている以上、この管理については原則としてその方が行うというのが原則であります。

先ほども申しましたように、福祉除雪、非常にどなたが見てもお困りになっている方等々については、それはやはり皆様方のご理解をいただきながら、福祉除雪、それから公共というのは、先ほど課長が申しましたように、個人ではなく何人の方が共同で使われているという意味でございます。そういったところについては、それは地域会、町内会の皆さん方もいろいろ

なご相談をしながら、これはやっぱり私有財産であってもそれは多くの人がそれによって助かるということであれば行っているというのが実態でありまして、原則としては、これは地域に暮らそうと市街に暮らそうと同じ話でありまして、例えばこういうところに住みたいと、それまで公道がないので私道をつくらなければいけない。それは個人の権限といいますか、判断によって私道をつくり、ただ、そのときにその除雪等々については、管理等々については個人が行うというのが、これが原則だと思うのです。自分がここに住みたいからといってここに住んでいて、それまで公道がないからということを経験した多くの町民の皆さんがご理解いただけるとは私はとても考えられないのですけれども、いろいろなご意見があるかと思います。

また、先ほど議員が産業振興というお話をされまして、もし、そういった視点、それからまた、このように異常気象が頻発をしている状況等々の中で、やはりかなり重荷になってきているということで産業界全体としてどうしていくかという話であれば、それはまず皆さん方の代表であります農協さんとお話をされ、農協さんとの協議の中で町としてどういった支援が可能か等々について検討することについてはやぶさかではありませんけれども、どこを優先するかというときに、これはやはり原理原則の話がありますので、どこまでもというお話にはならないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） そういう意味では、農協のほうにもお話を伺ったのでありますけれども、非常に農協としても、具体的な農家の名前を出して僕も話しさせていただきましたけれども、実際にそうだよなど、非常にそういう農家が何軒かはあるなということで、実際に農協として具体的にではどうするかということは今の段階では考えていないというお答えでありました。そこで、今、町長が答えられましたように、そういう産業としての農家経営というものを守るために、それから速やかに道路等の効率的な運用がなされるための要望が、農協とそういう部分からの提案があれば検討に値するというお答えをいただいたというぐあいに理解していますので、この質問は終わりたいと思います。

○議長（館田賢治君） 続いて、2問目。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 次に、民間介護施設の除雪支援について伺います。

本町には民間の介護事業所がありますが、入所希望者の急増に伴い施設の拡張に努力し、民間としても町の福祉対策に大きく貢献していると思います。このような介護事業所や高齢者を対象とした民間事業についてどのような評価をしていますか。将来的な見通しも含めて、町長の所見を伺います。

町内には、市街地から離れた地域で介護事業を行っているところがあります。施設から公道までの距離が長く、また、私道であることから公の除雪車が入ってきません。手作業で除雪できる状態ではなく、要介護者や高齢者を抱え困難な状況にあると考えますが、介護事業所のこのような実態を把握していますか。また、本町としても何らかの支援をしていると思いますが、

その状況についても伺います。

そのほか、民間介護事業者でも、その福祉事業の特殊性、重要性を考えれば、利用者への訪問時間が決められている冬期間の事業所の除雪は、住民サービスの向上に直接つながるものと考えます。除雪の支援要請があれば、町として前向きに検討し、対応すべきだと考えますが、伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の民間介護施設の除雪を考えるべきではのお尋ねにお答えをいたします。

平成12年度から現行の介護保険制度が始まり、社会全体で制度を支え合うという理念のもとに町内民間の中からも今後の需要を予測され、新たな成長産業として介護事業に進出をいただき、事業展開をされ、さらに事業の拡大を検討されている事業所もあると伺っております。町の高齢者福祉の一翼を担っていただける事業所であるとともに、町民の就労の場ともなっており、今後も行政との機能や分野のすみ分けの中で介護サービスを提供いただきたいと考えております。

次に、市街地から離れた地域で介護事業を行っている事業所のお尋ねですが、委員もご承知のことと存じますが、この地区は開発行為により分譲が行われた土地に事業所が開設されており、基本的には開発業者の責任により私道である道路の維持管理を行う中で、除雪サービスも行える地域であると認識しているところであります。しかし、地域会から開発業者から適切な除雪が行われなくなり地区で苦慮しているとの相談があり、平成19年度からは町内会、地域会の自主的な活動を支援する自治会振興補助金が活用され、同地区の除雪を支援することとなり、今年度についても同様の支援が行われる予定と伺っております。

次に、民間介護事業所からの除雪の支援要請についてのお尋ねであります。民間介護事業所の重要性については十分認識するところであります。冬期間の除雪については、当然民間事業所であってもそれぞれの危機管理の中で一定の除雪体制をとられているものと思いますので、そのことで住民サービスに直接影響が出るとまでは考えられないと思っております。暴風雪、豪雪などの災害時には自力での除雪が困難な状況の場合、人道的な見地から、私道、私有地であっても緊急車両の通行を確保するための対応などを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

平常時につきましては、私道、私有地の除雪につきましては、個人の財産でありますので、原則所有者の責任でみずから行っていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） この開発行為で行われたそういう地域であるということで、確かにそこで事業を興されている方のお話をお聞きしましたところ、非常に事業者そのものが無責任といえますか、そういう要求を聞いていただけないというお答えでありました。



そこで、そういう開発行為で行われたところへの、その地域の人から要望があったから勝手に公的な町の除雪車が入ってはいけないという決まりとか、そういうのはあるのでしょうか。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどの質問と同じお答えになるのですけれども、原則私有地の除雪に関しては、その方が、所有者の方が責任を持って管理をされるというのが大前提、原則であります。

それと、この施設に関して言えば、これは前にも何回か質問がありました。そのときはお答えをしておりますけれども、最初に入所者の安全をどのように考えておられたのでしょうかというのが、私どもにとっては非常に疑問であります。これは例えば自分の住宅を建てる場合においても、私道の管理というのは自分でしなければいけないわけです、公道に面していない限りにおいては。これが原理原則です。したがって、アプローチを長くとりたいと思えば、その間、雪が降れば除雪をしなければいけない。これが原則でありますし、まして、高齢者の方の安全が第一の施設のときに、公道に面していなければどういうことをしなければいけないのかというのは、どなたが考えてもわかるはずだと思うのです。それを、私はそれに対してご質問したことはありませんけれども、本来それが最初であって、その算段といいますか、その対応ができて初めて実施されるべきものではないかと私は思っております。

ただ、そういうことを申し上げても、実際にはお困りになっているということがありますので、先ほどお答えしましたように、地域会、町内会との連携の中で、最低限の対応はさせていただいておりますし、それから緊急時等々については安全は確保してまいりたいと思っておりますけれども、原理原則の話として、それは順番がやはり私は違うのではないのかなと、そのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今のお答え、そういう見通しの甘さというのが事業者にはあったという、そういう……

（何事か言う声あり）

○8番（渡邊定之君） では、私のそういう思い、受け取り方の問題かと思っておりますけれども、そういう意味でいろんな問題があるということが今わかりましたけれども、やっぱり福祉、この仕事の性質といいますか、そういう、そこでこの介護事業者のお客さんとなっている人方のやっぱり福祉の向上ということを考えれば、いろんな問題は具体的にはあるのだと思っておりますけれども、その事業所と福祉のサービスを受けている人たちのことを考えれば、速やかにそういう不自由のないように介護が受けられる、そういう環境にあるべきだと私は考えます。そういう意味で、さまざまな意見といいますか、受けとめ方があると思うのですけれども、住民サービスの向上につながるそのための方向で今後検討していただきたいし、もしその地域の中での話し合い等に参加される場合がありましたら、そういう説明をして地域の要望をしっかりと受けとめた対応をしていただきたいというぐあいに思います。

以上、質問を終わります。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほど来お答えをしておりますけれども、やはり今、日本全国で災害が多発をしております、こういった高齢者、弱者の施設等々の整備、運営等々については、いろんなご意見が出されているのは事実だと思います。私、先ほど、繰り返しになりますけれども、申し上げましたように、入所者の安全をどう確保するのかという視点がなくてされたということになると、これはやはり非常に大きな問題ではないのかなと。通常考えれば公道に面していれば公道管理をしているわけですから、公道に面した場所で確保されると。まして、こういった災害等があれば、そこら辺の距離等々についてもある程度勘案をされ決定されるのが、これは事業者としての私は責任ではないのかなと思います。

実際にこの施設のときに、あの場所でこういった施設をとという相談については、私ども町としては一切受けておりませんので、もしそういった相談があれば、たしか当初は高齢者下宿というお話だったと思うのですけれども、多分。そのときはやはり法的な規制等々はなかったわけですけれども、それでも高齢者の方をお預かりをします。そうすると、私どもはやはり公道との関係等々についてはどうのお考えですかというのは当然お尋ねはしたと思います。ただ、そういうことが一切ない中でいわゆる建設をされ、入所者が入ってきて、現実問題としてというお話でありましたので、町としては、やはり町民の皆さんの安全を守るためには最低限のことということでは対応させていただいておりますけれども、だからといって、それをやはりほかの町道と同じようにやれと言われても、これはいわゆる私道の管理に関してそれぞれに個人の皆さん、町民の皆さんは皆さんそれぞれのご苦勞をされているわけでありますから、そういった公平性等々も考えたときに、町民のご理解をいただけるかということ、私はかなり難しいお話ではないのかなと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○8番（渡邊定之君） 終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で8番、渡邊君の一般質問を終わります。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君）（発言席） それでは、早速質問させていただきます。

最初の質問は、釧網線現状維持の見通しと本町の方針を聞くというテーマで質問をしたいというふうに考えています。

J R北海道は、本年7月29日、「J Rによる『持続可能な交通体系のあり方』に関する地域への相談について」との会見を行いました。この内容について町長はどのような受けとめ方をしていますか、ご所見を伺います。また、非公式であってもJ Rから何らかの連絡、相談があったのか伺います。

J Rが言う路線維持のための地域の「応分の負担」あるいは「上下分離方式」は、いずれも釧網線現状維持のために標茶町にかなりの負担が生じる内容になると思います。その金額がどの程度か予測していますか。

また、本来国が責任を負うべき公共交通路線の維持について、機械的に市町村が負担を分かち合うというのは、国鉄分割民営化のときにはなかった話でした。本町を含めて沿線自治体が負担をするというのは、受け入れるべきではないと考えますが、いかがですか。

釧網線現状維持は、沿線自治体の共通の課題であると考えます。自治体間の協議等は今までありましたか。もし、あったとしたらその内容を伺います。

輸送密度の低下は、国にも大きな責任があると考えます。本町としても、住民や沿線自治体と力を合わせ、国、道に公共交通機関現状維持を求めていくべきと考えますが、いかがですか。

また、釧網線廃止を食いとめる大きな運動が必要と考えますが、今後どのように対応していくのか、町長の所見を伺います。

以上。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の釧網線現状維持の見通しと本町方針を聞くについてのお尋ねにお答えをいたします。

初めに、JRによる持続可能な交通体系のあり方に関する地域への相談についての会見内容の受けとめ方とのお尋ねであります。JRにあっては公共交通機関の一翼を担っているとの認識を示しつつも、厳しい経営状況下、安全対策の費用確保、持続可能な交通体系のあり方を相談したいとの内容であり、利用人員が少ないと言われる釧網線についてもその対象になるのではないのかとの危惧を持つとともに、赤字の埋め合わせを地方に求めるような方式には疑問を感じます。また、一方では、JRのみで道内の鉄道を維持することの困難さは現実としてはあると思いますし、地方創生がうたわれている中、これらの課題は国総体として取り組むべき事案ではないのかとの感想を持ったところであります。

次に、JRから何らかの連絡相談はあったかとお尋ねですが、これまで現状の説明や会見内容についての説明があり、また、検討内容の一部について今般示されております。

次に、応分の負担や上下分離方式に関するお尋ねですが、現状具体的なお話はありませぬのでお答えいたしかねますが、負担のあり方については前段申し上げたとおりの考え方を持っております。

次に、自治体間の協議等についてのお尋ねですが、平成22年から沿線自治体や関係団体による釧網本線利活用協議会を組織し、利活用を促すことにより、路線の存続につなげる活動をしてまいりました。

また、さきのダイヤ改正に当たりましては、沿線自治体並びに釧路開発促進期成会が一丸となりJRへの要請行動、北海道、道議会、運輸局への要請を行いました。釧網本線そのものの必要性についても訴えてきたところであります。会見後につきましては、現状、協議の場は持っておりませぬ。

次に、国、道に公共交通機関、現状維持を求めることと、大きな運動展開が必要とのご指摘ですが、先般、国に対し北海道並びに道議会の新幹線・総合交通体系対策特別委員会が

合同で要請を行っておりますが、今後も沿線自治体並びに道、道議会との連携を図り、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に申し添えたいと存じますが、ご承知のとおり、このたびの連続した台風により J R 北海道の施設は甚大な被害を受けており、今後の情勢については大きな変化が予想されますことから、それらの動きについても注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

4 番・深見君。

○4 番（深見 迪君） 7月29日に J R 北海道は会見を行ったわけですが、同日、これは町長もご承知のことかと思えますけれども、知事がコメントを出しましたね。その中では、大体、今、町長がおっしゃられたことと同じようなことなのですが、本道の公共交通ネットワークに余りにも大きな影響を及ぼすという認識で、だから巨額の経常赤字を線区の見直しだけで解消するなというような知事のコメントでした。それから、同時に国に対しても早急に必要な要請を行うということで、今のところ道が国に対して要請を行うということにとどまったコメントだったのです。だから、その先の具体的な話は一切コメントでは出ていないと。今回の台風の影響もあって、本来であれば、もうそろそろ相談に J R 北海道が、これは沿線自治体も含めてなのかもしれませんが、相談に来るはずだったのが、相当延期になるというふうに思うのですが、いつごろ J R 北海道から具体的な相談に来るかという見通しなんかについては連絡はありますか。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

前段町長のほうから答弁の中にありましたけれども、これまで現状の説明、それから会見の内容についての説明がありまして、これらの相談内容の一部につきましては、今般提示されているということでもありますけれども、線区についての部分については一切触れられておりませんし、この後、具体的にそれらの線区についての提示があるという部分では聞いてはございません。

ただ、一定の改善検討策については9月中には出したいという話はありませんけれども、議員ご指摘のとおり、先ほどの災害関係がありましたので、延長されるという報道でありますので、それらの先については私ども承知してはございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4 番（深見 迪君） その具体的な相談といえますか、ご相談をしたいと。これは当初秋口、もしくは秋口以降ということだったのですが、それは森山副町長が今おっしゃったとおりなのですが、私は、しかし、それにしても、J R のこれペーパーになって出ているやつもあるのですが、上下分離方式については全国的に近年導入されているとか、分割民営化したときの会社

によって、北海道とも都心から離れた地方はもう最初から大赤字だということがわかっていたことなので、この上下分離方式なんていうのは、例えば列車の運行についてはＪＲ北海道がやりますよと。だけれども、例えば標茶だったら標茶町を走る線路についての維持補修については標茶がやってくださいよみたいな提案なのでしょう、これ。こういうのはもう既に計画としては出されているでしょう、ペーパーとしては。こういうことについては、さっき町長がおっしゃったように、到底受け入れがたいというふうに、今のところ町長の態度としてはそういう考えでいるということによろしいのでしょうかね。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

ＪＲといますか、地域の足をどうやって守っていくのかという中で、議員もご案内のように、国鉄が民営化された時点の世の中の状況と今日というのは、やはり大きく変化をしているわけですね。当時、ちょっと細かい数字は忘れちゃったけれども、かなりの基金を積まれたと。その基金の運用によってという考え方もありましたし、これほど急速に人口減少が進むとは、これ、どなたも想定をしていなかったわけでありまして。そういった中で、いわゆる民営化されたＪＲさんとして何ができるのか、また、地元の行政として何ができるか等々については、これはやはりこれを維持していくということに関してはかなりの大きな負担というのが伴う、数字としては出てくると思うし、それが実際に可能かどうかという話になりましたら、それはやはりかなり難しいであろうと。そうすると、やはり国としてこの北海道の鉄道をどう守っていくのか等々、それから鉄道の可能性といますか、例えば新幹線との関係であるとか、貨物の関係であるとか、当時想定できなかったいろいろなものが変わってきているわけなので、これはやはり北海道だけでは、地元自治体だけでは解決できないということが、受益者負担だけでは解決できないということが、これどなたが考えてもわかることだと思うのです。そういう場合にこの鉄道をどうやって守り、公共交通機関を守るといふか、これはやっぱり国も含めてみんなで考えていくしかないのではないのかなということ、現状として私どもが例えば釧網線を維持するためにこれ以上の地元負担をと言っても、これは当然額にはよるとは思いますけれども、いろいろな数字等々を考えますと、とても私どもが負担できるような話ではないということは、それはご理解をいただけたらと思いますので、そういった意味でＪＲ北海道さんが提案をしていることに関しては、私としては、市町村としては、これはやっぱり困難であろうという見方をしているということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○４番（深見 迪君） あれから大分たっているわけで、相当情勢も変わっているのですけれども、私から言わせたら、運用益なんていうのは全く見込まれない、誰の責任かわからないですけれども、見込まれないような経済状態になってきているわけでしょう。さっき受益者負担の問題も言ったけれども、乗車賃を上げることも考えているなんていうことも、視野に入れているみたいなことをＪＲ北海道は言っているわけなのですが、最後に私が一番、この秋口以降

にという具体的な相談というのが開始されないから、これ以上は議論はすることも何物もないのですけれども、一番不安に思っていることは、いろんな住民が不安に思っていると思うのですよ、商売なさっている方も含めて。知事のコメントが非常に抽象的なのですよ。「JR北海道が、今回打ち出した見直しを拙速に行うことなく、道や沿線自治体をはじめ関係者の意見や地域の実態を十分踏まえ、慎重に対応されるよう強く求めます」ということと、国に対して求めていくと、そういう意味での道の役割を果たしていくということで、一体どうなるのだということが、JRのほうは、かなり具体的な打開策というか、こうしなかったら生きていけないのだというようなことを打ち出しているわけなのだけれども、この道が出しているコメントというのは非常に抽象的でよくわからないのですけれども、その点は、町長、どういうふうに捉えていますか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えできるかどうかわかりませんが、私は知事ではありませんので、どのように考えているかと。

ただ、先ほども申しましたように、私は町村長としてJRさんの考えている例えば地元の応分の負担という、受益者負担等々も含めて、それは現実的に不可能であろうと。北海道は北海道の中で、北海道全体で考えたときには、それはやっぱり新幹線の問題もありますし、都市近郊の問題等々もありますけれども、広大なエリアを有する、やはり利用客が少ないという全体の中で道としてどういうこと、例えばJRさんのおっしゃっているように経費がこれぐらいかかるからこれを負担してくださいという話には、とてもそれは、はいという話にはいかないというのは、これはどなたが考えてもできることだと思いますし、だから、そういった意味で、やはり化石燃料の問題であるとか、産業振興であるとか、いろいろな面でやはり国として北海道の鉄路をどう考えていくのか等々についても、道としての考え方を示し、要請をしていくと。という形でしかこれは解決策は出てこないのではないのかなと、私は実際に知事にお伺いしたわけではないので何とも申し上げませんが、新聞報道等々のコメントを見ていますと、そのように理解しているところであります。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） JRのほうの具体的な相談がこういう状態でストップしているので、これ以上は話を深めることできないと思いますので、この件についてはこの辺にとどめて、次に移りたいのですが、休憩ですか。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 0時58分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

深見君。

○4番（深見 迪君） それでは、2番目の質問を行いたいと思います。

2番目の質問は、要介護1、2についても特別養護老人ホームの入所対象とすべきというテーマであります。

昨年4月から国は、特別養護老人ホーム、以下特養と省略して言いますが、入所の要件として、原則として要介護3以上とし、事実上、要介護1及び2の入所切り捨てを決めました。本町も待機者がこれによって少なくなったと説明を受けました。本町の特養の入所の順番として、要介護度、本人の症状、介護者の健康状態などの状況、生活・経済の状況などが挙げられると思いますが、このほかにも入所の順番を決める内容はあるか伺います。

今日、特養の待機者が少なくなったのは、国が要介護1、2の切り捨てを行ったからであり、介護を必要としている人たちの状況は変わっていません。本町では、このように門前で対象から除外するのではなく、「認知症や知的障害、精神障害がある」あるいは「家族が高齢であったり、病弱その他の理由で支援が難しい」「介護と仕事に追われる」などの理由も含め、「家族などの虐待が疑われる」など特例的に入所を認めるなど、利用者、家族の要望に添って今までどおり対象にすべきではないかと考えますが、いかがですか。

また、要介護2以下でも入所希望者を門前で対象から除外するのではないことを住民に周知すべきと考えますが、いかがですか。

2018年度の改定時から、要介護1及び2の「生活援助」「福祉用具のレンタル」の保険給付の対象を縮小する計画も聞いていますが、これをさせないためにも、従来の介護制度の維持に努めるべきと考えますが、町長のご所見を伺います。

以上。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の要介護1、2についても特別養護老人ホームの入所対象とすべきとのご質問にお答えをいたします。

1点目の本町の特養の入所の順番を決める内容についてであります。本町では不定期開催ではありますが、特別養護老人ホーム入所者調整会議を開催し、入所者の優先順位を決定しております。介護度、現在の待機場所、家族状況を一覧にまとめ点数化したものを基礎資料とし、加えて入所申し込みをされている方の担当している介護支援専門員からも情報収集し、緊急度や困難度などを考慮しております。

2点目の特例的に入所を認める利用者も対象にすべきについてであります。要介護度1、2の方の特別養護老人ホームの入所基準は「認知症で、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること」「知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること」「深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状況であること」「単身世帯等家族等の支援が期待できず、地域での介護サービス等の供給

が不十分であること」の4点について特例を認めており、本町においても、この基準に基づき入所判定を実施しているところでもあります。また、虐待が疑われる場合で緊急に措置が必要なケースが発生した場合には、老人福祉法に基づき養護老人ホームとして首長判断による措置入所の対応をとるなど、必要な状況に応じ対応しているところでもあります。

3点目の要介護度2以下でも対象から除外しないことを住民に周知するべきについてですが、2点目で説明いたしました内容については、町内の全ての介護保険の関係機関や事業所の管理者等で構成される地域包括ケア会議の中で、平成27年6月に基準の説明を行っております。特別養護老人ホームへの入所申し込みには介護認定が必要であることを、町民のほとんどの方が理解されていると考えております。介護認定には包括支援センターや町内の居宅介護支援事業所または直接役場担当課へ申請をいただくことが必要となりますが、その際に制度説明や申請をされる方の希望する介護サービスの説明を行っており、特別養護老人ホームへの入所を希望される場合には、ご指摘の点も含めてルールや流れを説明してまいりたいと考えております。

4点目の従来の介護制度の維持に努めるべきについてですが、現段階では厚生労働省において議員ご質問の内容について検討が始められたとの情報があるのみで、本町を含めた各自治体への正式な通知等はありません。しかしながら、介護保険制度の目的とは自立した生活を送ることであり、軽度なうちに必要な支援を行うことで生活機能の回復を期待するなど、重篤化を防ぐことが非常に重要であります。特に、福祉用具のレンタルは重度の方よりもむしろ軽度の方が利用されることで、他の在宅介護サービスに頼ることなく自立した生活を送ることができるものであると認識をしております。いずれにしても、国からの具体的な情報が一切ない状況でありますので、今後の国の動向を注視しながら対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○4番（深見 迪君） 町長が答弁された要介護1、2の、特例としてというふうに言いましたけれども、私はごくごく一般的な入所基準だなというふうに思っていますので、国がああいう決め方をしましたが、要介護1、2についても門前払いをする気はないと、きちっと相談に乗って必要なサービスを提供する構えがあるというふうに確認しましたし、4点目の問題についても非常に町の方針としては満足の、私の質問については町の方針は非常に満足のいく内容であったというふうに思いますので、ぜひこれからも住民の立場に立ったそういう施策の推進に努めていただきたいということを申し添えて、3番目の質問に入りたいというふうに思います。

3つ目の質問は、後期高齢者特例減免廃止の中止を国に求めることでもあります。これは後で質問の内容にも入れますが、来年度に迫ってきている内容なのですね。

そこで質問いたしますが、後期高齢者医療制度における保険料の軽減としては、政令本則で、



均等割の2割、5割、7割軽減となっています。しかし、国の特例措置として、低所得者に対する所得割の実施や均等割の軽減を8.5割、9割に拡大してきました。加えて、後期高齢者になるまで被用者保険などの被扶養者であった人も9割軽減としてきました。これを国は2017年度から原則的に政令本則の2割、5割、7割軽減に戻し、特例措置を撤廃する方針を示しました。これによって本町においても影響がある、この数字は前にちょっと聞いた話なので、若干違うかもしれませんが、その影響がある被保険者は1,134名で全体の約83%、影響額は一般の被保険者全体で800万円増、1人平均6,500円増になると試算されました。

本年3月議会で私の質問に対し、「急激な負担増を避けるよう十分配慮すべきだ」という答弁でした。その上で、引き続き特例措置については国に対して要望していくという広域連合の動きがあると答えましたが、その後、どのような広域連合の判断と行動があったのか伺います。また、本町としても国に対し、独自に特例措置の維持を要請すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の後期高齢者特例減免廃止の中止を国に求めるべきとのお質問にお答えをいたします。

まず、3月の定例会後の全国後期高齢者医療広域連合協議会の動きですが、6月8日付で厚生労働大臣に後期高齢者医療制度に関する要望書が提出されており、特例措置に関する内容では、「低所得者に対する保険料軽減特例措置については、生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合には、その必要性について、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和策を講じ、その内容については、早期に提示すること」という内容になっております。

また、全国町村会においても、平成28年8月4日、厚生労働省、総務省、財務省へ要請活動が行われ、「後期高齢者医療制度の安定運営の確保」として、「現行の制度創設後に講じられた保険料の軽減の特例措置の見直しによる負担増は多くの被保険者に影響を与えることから、対象となる被保険者に不安が生じないような配慮が必要であり、見直しにあたってはきめ細やかな激変緩和措置を講じるなど、被保険者が混乱しないようにすること」と要請をされております。

また、国に対して本町独自に要請すべきとお尋ねですが、本町も加盟しております全国後期高齢者医療広域連合協議会、全国町村会において現行制度の維持、激変緩和策について要望をしており、本町としても意を同じくするもので、引き続き本町の意味を両組織へ伝えたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○4番（深見 迪君） これは前の、たしか副町長さんをご答弁された、説明された内容と同

じだと思っておりますが、私は今回あえてこれの問題を出したのは、町長がまさしく読み上げたっており、この特例措置をこのまま維持してくれという要望を出しつつも、やむを得ず行われる場合は激変緩和措置をとることを言っているのです。この要望は非常に弱い、つまり激変緩和措置というのは、何年か期間を置いて緩やかにということなわけでしょう。ということは、結果この特例措置は受け入れるということになりませんか。それでは、町としては弱いと思うのですよ。だから、あえて町としてもそういうような形で意見を具申していただきたいなど。広域連合のメンバーでありますから、それは広域連合に対しての要望であっていいのですけれども、やっぱり激変緩和措置でお茶を濁して、住民サービスが低下するときは必ず激変緩和措置というのを入れますよね。だけれども、結果的には最終的には特例措置を、減免措置を廃止することを受け入れてしまうということになるので、その辺は僕は認められないなど。何とかここで食いとめることができないのだろうかということで今回こういう質問をしたのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基本的な考え方につきましては、前回も副町長から申し上げておりますし、私もほとんど繰り返すことになるかと思っております。

議員のご意見はご意見として承っておきますけれども、私こういった問題の場合に、何度も同じお答えをしているのですけれども、いわゆる社会福祉施策というものを全体の中でどうやって維持していくかという中の一部だと思っております。当然そのサービスは低下させないように、負担料は安くというのは基本的な要望としてはあろうかと思っておりますけれども、そのことが今日のいわゆる日本の財政状況にどうしているのかということをややはり一方においては私どもは考えなければいけないし、未来の子供たちや孫たちの時代のことを考えたときにどうすべきかということも一方においては考えなければいけないと思っております。

そういった意味で、全国の組織の中で本町としてもこのことに対しては負担が多くなるというのは事実で、ただ、負担が多くなるから一切だめだというのは、では、その先にどういうことがあるのかということもやっぱり同時に考えていかなければいけないということでもあります。だから、この問題だけではなくて、やはり福祉全体をどうやって支えていくのか、人口減少が続いて高齢化が進む中で、そのことを提案をしていかなければ、ただ、負担を安く上げないでくれというのでは、これはやはり国の財政をどんどん悪化させていくという結果にしかならないというのが、これまでの結果でありますので、やはりここでもう一度立ちどまって、未来の子供たち、孫やひ孫の時代に負担を先送りしないような判断というものも私は私たちの時代の責任ではないのかというように考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） これは何度も私も同じことで町長にご意見申し上げているわけなのですが、今回、私、一切だめだという、そういう、さっき町長おっしゃったけれども、後

期高齢者特例減免廃止の問題についてのみ、これに特化して質問しているのですよ。これは、なぜこういう特例減免措置をしたかという、国だって、後期高齢者というのはもう75以上なわけでしょう。いろんな病気も抱えているだろうし、さまざまな生活上の問題も抱えているし、ましてや収入だって圧倒的にこれは減りこそすれ、ふえるという見込みのない人たち、しかも低所得者に対して特例減免措置を行ったわけですよ。それがなぜ消えてしまうのだということであると、財政が苦しくなったからというふうに町長は答えるのですけれども、住民の立場に立つ町長は、そういう理由だけで特例減免、だって現実に町長自身が広域連合を通して、これはやめてくれということを要望しているわけでしょう。しているのですよね。だから、そういう意味では、今の財源論というのは今の私と町長の議論の中には当てはまらないというふうに思うのです。これで一国の財源の問題を出されて、この問題を論じられたら、議論にならないでしょう、そういう意味では。

だから、後期高齢者医療制度の特例減免が標茶の町民の、さっき細かい標茶に当てはめた数字を言いましたけれども、具体的にどういう影響を与えるのか、かなり厳しい状況になるのかどうなのか、その辺も調べた上でやっぱり答弁していただきたいなと思うのですけれども、そういう現状と一国の財政事情、これだって私はいろんな意見を持っていますけれども、なぜこんなふうになったのかという、それは今、議論する場面でないですから、だから、そういう点では特例減免が行われた背景、それは今日に至ってその背景は変わったのか変わっていないのか、私は変わっていないどころか悪化していると思うのですよ。だから、そういう意味では、町長自身がおっしゃったように広域連合を通してその維持を要望しているということと、一国の財政がという、さっきの論理とは矛盾していませんか。どうですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

個別の施策だけで個々で負担を軽減しろということと、総体がまるっきり無関係とは私は基本的には考えられません。だから、今、議員が認められないということを表示すべきだというお話が、ご意見でありましたので、私はそういったことも総体的に判断をしてまいりたいということをお願いするだけの話でありますから、だから一切関係ないという話には、これはならないと私は思いますよ。だから、どんな問題であっても、基本的な考え方としては、負担は減らせ、サービスは上げろということは、これは今日的な状況の中、人口減少が進み、高齢化が進む中ではもう通用しないということは、これはもう私どもの世代がやはり未来に対して責任を持って何とかするというのを考えるほうが当たり前ではないのかなというふうに私は考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 町長、負担は減らせ、サービスはふやせという言い方をしていますけれども、現状、介護の問題もそうだし、後期高齢者の問題もそうですけれども、負担はふやしますよと、サービスは減らしますよと。場合によっては、負担はするけどサービスは受けるこ

とができませんという制度が、どんどん進んでいるではないですか。そういう現状をどういふふうを感じ取っているのかということと、僕も財政とてんびんにかけながら見ていかなければならないと思いますよ。それはもう無関係だなんて一言も言っていませんから。

だけれども、町長自身が広域連合を通して、この特例減免措置は維持すべきだと、維持してくれという要望を出しているわけでしょう。基本的には私が今ここで質問して要望していることと同じ立場にあるのではないですか。それなのに、さっきの負担は減らし、サービスはふやせという、その論理にならないという言い方というのは矛盾しているのではないですか。だって、現実には要望を上げているわけでしょう。どうしてそこに、国の財政がこうだから孫子の代まで借金を背負わせるなんていう議論が出てくるのですか。これは毎回この話しするときに、最後にそうやって言われますけれども、どうですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 何度も同じお話をさせていただいていますから。ただ、いわゆるこの間の国の財政状況を見てきたときに、サービスをできるだけ維持するために、負担をふやさないということによって、どういうことが起きてきたのかというのは、これは数字として出てきているわけですから、それはもう皆さん当然ご理解をいただいていると思います。だから、当然国民ですから、そういう発想の中で要請はしたとしても、この現実を見たときに、これはある程度は仕方がないという判断の中で、激変をできるだけ緩和してくださいよとか、できるだけというお話、要請をしていくということと、私が今申し上げていることというのは何も矛盾していないと思います。

だから、現実には負担はふえているのではないか、サービスは低下しているのではないかというお話がありますけれども、それはそういった将来に対する負担をできるだけ残さない中で頑張った結果としても、今の人口減少のスピードであるとか、いろいろなものはもう追いついていかないということが如実に物語ってるわけで、国はそれなりに私は努力をしている。決して借金を幾ら抱えてもいいから将来の世代に幾ら借金を残していいから、どうでもいいというお話ではないと思います。その中でやっぱり最大限の努力をした結果として、それは負担はふえているかもしれないし、サービスは低下をしているかもしれませんが、それはそういった方向性の中でやっているというぐあいに私は理解しておりますので、この問題についてはいろいろなお立場があろうかと思えます。だから、私は、やはり負担をできるだけふやさないでほしい、サービスは下げないでほしいという国のほうに対する要請をしていく立場と今はある程度仕方がないという考え方は何ら矛盾している考えではないと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） これまた、前のように水掛け論になりそうなので、そろそろ終わりにしなければと思っているのですけれども、やっぱりそこは町長、矛盾していると思うな。国の借金がどのようにふえていったのかという、このことについては一度も町長と議論を交わした

ことがないのですよ。なぜ、こんなに国の借金がふえてきたのか、どこに金が使われているのかというようなことについては議論していないのですよ。議論しないまま、その結論だけの話になっているから、かみ合わないのですね。

だけれども、町長は、この特例減免措置というのは、やむを得ず激変緩和の前にまず広域連合も維持してくれという要望を出しているのですよ。そういう要請を町長もしていると思うのです。だから、そのことと国の財政事情というのは結びつかないのではないですか。そのことは、やっぱりそれを理由にしてわかってほしいというのは、何か国に言われるのならわかるけれども、町長に言われるというのは納得いかないというふうに思うのです。いや、いいです。

それで、ぜひこの要請を強めていただきたいと。1回やればそれで終わりということではなくて、来年度に迫っているわけですから、そのことを強く要望して、私、質問を終わりたいと思います。それでは、終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で4番、深見君の一般質問を終了いたします。

6番・松下君。

○6番（松下哲也君）（発言席） さきに通告してあります件につきまして、教育長への質問をさせていただきます。

スポーツ振興助成金の増額への検討をというタイトルですけれども、リオのオリンピックが終了いたしました。多くの国民の期待を受けて、かなりなプレッシャーを感じる中でも今回のオリンピックでは選手たちが頑張りました、メダル総数41個というすばらしい成績を上げられたということに対しましては、私も心から敬意を表したいなど、そういうふうに思っております。また、多くの国民に夢と希望、感動を与えてくれた大会であったと思っております。2年後にまた冬季のオリンピック、4年後にはいよいよ東京でのオリンピックが開催されるということで、4年後に向けては、また多くの選手たちの活躍が期待される場所でもあります。

そういう中で、本町の児童生徒の体育系または文化系の大会への参加が積極的に行われておりますし、先ほどの行政報告の中でも教育長からも数多くの全道大会への出場についての報告がなされました。また、その報告に町長、教育長への表敬訪問ということが町の毎回の広報紙の中で、また、新聞等でも数多く紹介されて、多くの町民の方々も承知しているところでもあります。

この全道大会、また、その上の全国大会と、上部大会の出場に当たっては、非常に遠征費ということでは多額な負担がかかっております。こういう中で、確かに遠征費の2分の1は町で助成しているということは承知はしておりますけれども、親の負担もかなり高額になってきていると、そういう話が町民の方々からちょっと、子育て真っ最中の親から聞いてもおります。この子供たちの夢を壊すことなく安心して大会に出場できるような体制というのをやはり充実させていくべきと考えて、次の3点について伺いたいと思います。

いわゆる義務教育の中での部活と、またスポーツ少年団と、また文化系のいろんな大会等で全国大会、全道大会にも参加していると思うのですけれども、これは全て等しくその遠征費に

関しては助成されているのかということと、2点目に全ての大会に助成されているのかということでは、これはいわゆる一つの団体、1人の選手が複数回にわたっていろんな大会に、例えば全道クラスの大会に複数回、1年の間に出た場合にも、それにも遠征費の助成があるのかという意味でございます。

そういうことでは、3番目に助成額の増額に向け検討されるべきではないのかということについて答弁を求めたいと思います。

○議長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 6番、松下議員のスポーツ振興助成金の増額への検討をのお尋ねにお答えいたします。

まず、1点目の部活での大会、スポーツ少年団、文化系大会も等しく助成されているのかについてでありますけれども、スポーツ系についてはスポーツ振興助成金、文化系については文化振興助成金として、分けて条例を設けております。ご指摘の等しく助成されているかについては、両助成制度とも対象経費の2分の1以内を基準に助成をしております。

2点目の全ての大会に助成されているのかについてですが、申請条件として規定している全道規模以上の大会や発表会に予選等を経て出場権を得た個人、団体からの申請に対しましては、これまでも全て助成しております。

3点目の助成額の増額に向け検討されてはどうかについてでございますが、これまでも対象経費の基準の見直しを平成4年から平成27年度までの間に計7回行っており、できる限り負担軽減を図るための改定をしておりますし、限られた予算の範囲内で個人負担の一部軽減として支援させていただいておりますので、現状での助成率の見直しは検討しておりませんが、議員のご指摘につきましましては、社会教育委員の意見も踏まえて検証してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○6番（松下哲也君） この中で、1番と2番については全て助成されているということで私も理解いたしました。

ただ、助成額の増額ということに関しましては、やはり私は、いろんなことで経費がかかっているということで、確かに上のほうの大会に出るということになりますと、やはりスポーツ系においてはユニフォームであったり、使う道具であったり、スパイクだとかいろんな面でだんだんだんだんいいものを用意するというか、あと文化系であれば、例えば吹奏楽であれば、やはり自分の楽器ということで自分で購入したりとか、やはりそういうことでは非常に親の負担というものはふえてきていると。これはいろんな今までの議論の中で、当然自分の子供がそういう全道大会に出場しますということになれば、親というものは一つの誇りでありますし、親としてはできるだけそういう経済的な面では子供のためにはしてやるということで頑張るのは、私もそうでしたから、当然親というものは頑張ると思います。

そういう中で、やはり一番のネックは遠征費かなと。やっぱりそれが、勝ち進めば1泊が2泊になったりとか、そういうことではどんだん遠征費に関しては私は高額になっていくのではないのかなと。典型的なのは高校野球なのですけれども、そういうことで私はやっぱり標茶の町というのは子育てに優しい町であるということは私も十分認識しておりますし、それに積極的に取り組んでいるということでは、ことしからは高校生まで医療費の無料化ということも実施されました。私は、やはり子供たちの夢を絶対に壊してはならないというふうに思っておりますので、何とか安心してそういう上級の大会に出られるような環境づくりというものはいろんな形でとっていくべきであろうかなと、そういうふうに思っておりますので、当然子供たちが全道大会、全国大会で活躍したそういう姿を見れば、やっぱり町民というものは、やはりそこで町民も夢と感動を覚えるものであると思いますので、私はぜひともこの増額に向けた、いろんな社会教育委員の中での検討会だとかということをやっているという話は聞いておりますけれども、ぜひとも積極的な検討をお願いしたいということと、今、我が本町にも冬季オリンピックに向けて非常に有望な選手がいるということも事実でございます。そういうことでは、そういうオリンピックに出て活躍したという、そういう姿をやはり町民がみんな喜びを分かち合いたい。それをこれからの今の子供たちが担っているということでありまして、今のオリンピックでも、いわゆる中学生、高校生、15歳くらいからもうオリンピックに出るような時代です。標茶の中にもそういうそれこそ人材がいるとも限らないわけですから、やはりそういうことでは積極的な検討を再度、もう一度していただきたいという、そういう答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

私自身、管内的に見ても、本町の助成制度というのは見劣りはしていないというよりも、積極的にやっていると自負しているつもりではいるのです。そしてまた、子供たちも本当に文武両道でしっかりと活躍もしていますし、スポーツばかりではなくて文化系も、そして勉強も本当にしっかりと町議会の議員の皆様方のご支援を受けて頑張っているのかなと。そのバックアップもやはり町民の皆さんがそういった意識を持たれて常に支援していただいているという、そういった意味からも本当に子供たちの活躍については私たちの活力になっているのではないかなと、こんなふうに思っていますし、先ほど答弁いたしましたけれども、23年間で7回ほど見直し、要は対象経費といいますが、そういったものを極力、親のあるいは児童生徒の負担が軽減できるようにという対象経費の見直しを常に行っているのです。だから、そういった意味では、まだ不足する面があるのかもしれませんが、それは先ほど申しましたとおり、社会教育委員のそれぞれ検討部会というものが有りますから、そういったところで再度議論したいと思っておりますし、社会教育委員会の中でもそういった面も検討していければなど、どういった面がまだ不足しているということであれば、それもやっぱり検証しながら、極力子供たちあるいは保護者の負担のかからないような、そんな対応をこれからも継続してやっていきたいなという

ふうに考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思ひます。

○6番（松下哲也君） 質問を終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で6番、松下君の一般質問を終了いたします。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） さきの避難勧告の対応につきましても、いち早く住民に対しての避難勧告、その前は要支援者に対して準備期間中での避難ということで、職員の皆様には寝ずにしての住民を守るという立場での避難体制をとっていただきましたことに、また、避難所における職員の対応もとってもよかったですという声が私にも寄せられていまして、本当にありがたく、そのことが人的被害が1件もなかったということに通じたのかなというふうに思ひまして、心から感謝を申し上げたいというふうに思ひしておりますし、さらには今回の十勝については本当に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思ひしております。

では、質問に入らせていただきますが、災害時の避難救出体制についてということですが、

8月21日から22日にかけての台風11号による大雨の影響で釧路川が増水し、避難判断水位を上回ったために、釧路川左岸地域である旭、富士、桜、平和、麻生の一部1,152世帯に避難勧告が出されました。避難勧告が出されたことは私自身初めての経験でしたが、旭で60年以上居住している方々は、釧路川が増水で当時の堤防が決壊し、住宅の2階まで浸水したことの記憶があると話されておりました。

本町では地域防災計画が作成されたのは昭和47年4月1日で、その後、何度かの一部改正がなされてきております。私は、平成15年8月の台風10号で大きな被害を受けた日高管内や翌16年7月の新潟県等での豪雨災害などでとうとい人命が失われたことから、平成16年第3回定例会において、当時の地域防災計画に水害に対する特に河川の氾濫のときの住民への対応が周知されているとは思えないと。さらに避難救出計画による避難勧告が出された場合の対応についてもどのように避難をするのか懸念されるところで、町内会、地域会との協力が絶対的なものだとしております。当時、故今西町長の答弁では、避難訓練の実施も視野に入れている、これらが有効に機能するためには町内会、地域会の協力が非常に重要になると述べておりました。

8月22日に出された勧告によって町内会、住民は、それぞれの立場での役割と責任を感じたことと思ひます。特に避難救出活動では、町内会、住民の協力体制が重要であることを実感いたしました。今回の勧告は、町内会に安否確認など、どこまで求めたのでしょうか。

本町の防災計画第5章災害応急対策計画第3節避難救出計画では、避難に際しては要支援者を優先することとなっておりますから、避難準備情報時点で避難の対応に当たってくださったと思ひしております。しかし、町内会には、その対象者の方々は報告されていたのでしょうか。個人情報ゆえに報告はされていないのではないのでしょうか。

また、行政主導で特定の方の見守り体制がとられていても、そのことも町内会には周知されていないなどで対象者の連絡がとれずに避難勧告が出されていることの連絡がおくれたり、安



否確認がおくれているといった行政と町内会の連携の不十分なことがわかりました。

また、車のない方々の避難に当たっての移動手段も同じことが言えました。

9月2日に総務省は都道府県を通じて各自治体に地域防災計画を再点検するよう指示をしたとの報道もありました。

いつ起きるかわからない災害に対して、早急に避難救出体制をとる必要があると考えますが、いかがでしょうか、ご質問いたします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番、鈴木議員の災害時の避難救出体制についてのお尋ねにお答えをします。

8月21日、台風11号の影響により釧路川が増水し始め、午前11時に釧路川の氾濫注意水位の20メートル80センチを超え、その後、さらに水位が上昇するおそれがあることから、午前0時30分に災害対策本部を設置し、緊急時に備え災害対策準備の対応を行ったものであります。午後1時30分は、さらに水位が上昇し、避難判断水位21メートル80センチを超える可能性から、富士樋門等の閉鎖によるオモチャリ川など小河川の越水による浸水想定地区住民へ避難準備情報を出し、それと同時に避難に時間を要する要支援施設グループぽぷら、むつみ、そして、町で把握をしています要支援者については優先的に避難移送を行ったものであります。午後2時には釧路川の避難判断水位21メートル80センチを超えたため、浸水想定地区の町内会長等へ事前に避難勧告を午後2時30分に出すことを連絡し、住民への周知を広報車、エリアメール、消防放送によって避難勧告を出したものです。

議員お尋ねの避難救出活動体制についてですが、基本的にみずからの身の安全はみずからが守ることを前提に避難行動をとっていただくことが原則であります。避難する際、誰かの手助けが必要な方々、いわゆる要支援者をどう早く避難させるかが重要であります。これまで避難訓練で行ってきた要支援施設の避難体制、要支援者の把握とその対応について今回一定の行動がなされましたが、短時間でよりきめ細やかな避難行動を行うには、より多くのマンパワーが必要であるとの認識を持ったところであります。

これまで防災対策として各町内会、地域会には自主防災組織を設置し、活動することが災害発生時の防災・減災をする上で、より重要であることから、ご理解をいただきながら自主防災組織づくりに取り組んでおり、今回、自主防災組織のある町内会では本部と連携をし、自主的に会館を避難所として開設し、受け入れたところもありましたし、また、自主的に要支援者の確認、対応を行うきめ細やかなマニュアルを作成され、先駆的に取り組んでおられる町内会、地域会もあります。現在10の自主防災組織がつくられておりますが、まだ組織化されていない町内会や地域会には、今後その体制づくりをしていただき、対策本部との連携が密となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、標茶町地域防災計画第4章第11節避難行動要支援者の避難支援計画では、高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者の安全確認、保護、避難対策等を定めており、民生児童委員

との連携、町内会との協力を得て名簿等を作成するなど、住居状況の把握に努め、災害時に速やかに安全を確認し、保護や避難誘導を行うこととしており、現在、個人情報取り扱いも関係することから要支援者名簿作成に当たっては、各団体との協議を進めることとしております。

また、これまで避難訓練で実施していましたが避難地区住民の移送手段の一つとして、バス輸送による対応をしていたところではありますが、ことし北海道から洪水予想等の避難方法で被災予想地区内の住民を集めて移送する手段は適切でないとする指導がなされており、今回の避難勧告時にバスによる避難輸送をとらなかったものであります。

今回の避難勧告による防災対策上での全体的な取りまとめは行っておりませんが、あらゆる面で課題が見えたものであり、今後、各団体等ご意見をいただき、防災対策の構築を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 町長のほうから体制づくりに努めるというご答弁がありましたので、再質問をしなくてもいいのかなというふうに思っておりましたが、質問の中でも述べましたように、町内会と本当にしっかりと連携をとることの大事さをつくづく今回思いました。というのは、個人情報、今、町長個人情報ということのお話ありましたが、ご家族、ご本人がもしかしたら判断能力がなければ、そこのご家族にしっかりとこのための避難というか、災害のための個人情報で名簿を提供したいのだと、提出したいのだということの確認をとれば、それで、町内会のほうには、それだけに使うのだということを町内会にもお知らせすれば、それはそれでいいのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひその辺を、作業としては大変かもしれないけれども、個人情報に関してはご家族との連携をとっていただきたいというふうに思います。

それから、通告しなかったのが質問ではないのですが、これいつの時点で配られたのか、ちょっと私自身も記憶にないのですが、我が家にはこれがありました。電話番号から言うと5局となっていますから、相当かなり前の住民周知へのパンフレットを配られたというふうに思っていますが、先ほど質問の中でも述べたように、水害に関しては触れていない、このパンフの中にも水害に関しては触れていないのですね。ですから、ぜひそれらも含めながら、広報も含めながら十分な対応をしていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

それと……

（何事か言う声あり）

○9番（鈴木裕美君） ごめんなさい。そういうふうに思うのですが、いかがとは聞かない。そういうふうに思います。

そういうことで、本当に今もすごい雨が降りましたが、どうなるかわからない状況です。ぜひ早急な救出体制づくりに努めていただきたいということもう一度伺ってご質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

災害の発生状況は、私、今、議員が示されたのは見たことないので、多分私に来る前ではないかなと思うのですけれども、年々変わってきておりまして、町の総合防災訓練に参加をされている方はご理解をいただいていると思いますけれども、近年は釧路川の氾濫ということが一番危険度が高いということで、それを想定してのいろんな訓練を重ねてきております。これからもやはり標茶町において想定される地震というのは大規模な地震と、やはり今回のような釧路川の氾濫、もしくは大雨等によるものではないのかなと私は考えておりますので、そういった意味で、今回の貴重な教訓を生かしてまいりたいと思いますし、先ほどもお答えしましたけれども、本当に町内会との連携がうまくいったところは避難勧告の対象地域でなくても住民の皆さんが安全に避難をされたということもありますので、そういった意味で、個人情報等についてはやはり一時期は個人情報については非常にセンシティブな対応をされておりましたけれども、やはり安全・安心というためにやっぱり最低限は必要だということが、ようやく私は理解をされてきたのではないのかなということで、町内会においては、先ほど申しあげましたように、そういった要支援者の皆さん方のリストをつくって、役員が定期的に声かけ等をされている等もありますので、そういった先進事例等も参考にしながら、こういった事例もありますよみたいな形の中で何とか、いずれにしてもこれは町民皆さん方の本当に意識が高くなればやはり今回のようなことはなかったと思いますし、2,400人の方に避難勧告を出して、そして750人、そしてそのまた親戚、知人等を頼られた方もいて、かなりの方が避難をされたというぐあいに私どもは理解しております。こういった住民の意識の高さこそがやっぱり私は標茶の財産だと思っておりますので、こういったことを大事にしながら、これからも何とか安心して暮らせるまちづくりということで取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○9番（鈴木裕美君） 終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で9番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君）（発言席） 1番、櫻井であります。私は通告に従い質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、件名でございますけれども、屠畜場食肉加工センター建設の今後についてという題名でございます。いつもこんなような題名で申しわけないと、こう思うのでありますが、質問の内容であります。

釧路酪農畜産業が必要としている食肉加工センターの建設見通しについて、以下4点について伺いたい。

まず、1つ目、6月の定例会以降、厚岸漁業協同組合から届いた意見書に対して、根釧と畜場食肉加工施設整備検討委員会として回答を示したと聞いております。どのように回答された

のか、また、それ以後も話し合いをなされたと聞いておりますので、経過の説明を求めるものであります。

2つ目であります。回答に対して厚岸漁業協同組合は理解を示していただけなかったと聞いているが、その理由たるものは何なのか。また、厚岸のカキ漁業者の既得権や生活権、これがあることはわかりますが、同様に酪農畜産農家にも経営と生活を守る権利があると思うのですが、町長におかれましては、どのように農業者の思いを相手にお伝えしてくれたのか、そこらも伺いたいと、こう思うわけであります。

3つ目でございます。本町が目標として取り組んできた平成29年度の建設予定は今後どのようになっていくのか伺いたい。

4つ目でございます。下流域住民に反対されれば、上流域に住む者は工場も建設することはできないのか、大変不安に思うところであります。釧路総合振興局や許可権を持つ北海道庁とどのような相談をしてきたのか、また、北海道庁より助言や的確なる指導はなかったのか、あわせて伺いたい、こう思う次第であります。

よろしくご答弁のほどお願いします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番、櫻井議員の屠畜場食肉加工センター建設の今後についてとの4点のお尋ねについてお答えをいたします。

1点目の厚岸漁業協同組合から届いた意見書に対し、根釧と畜場食肉加工施設整備検討委員会としてどのように回答されたのか、また、それ以降も話し合いをされたと聞くが、その経過の説明についてのお尋ねであります。ご案内のとおり、去る5月16日付で厚岸漁協から根釧と畜場食肉加工施設整備検討委員会委員長宛てに屠畜場建設計画にかかわる意見書の提出があり、その意見書の趣旨は、さきの平成28年第2回定例会においてご説明したところであります。その意見に対しての回答であります。意見書の概要である場所の再検討を含め、抜本的な計画の見直しを要望、開発行為や万が一、風評被害につながる行為、それによって厚岸湖の環境変化、漁業に影響を及ぼす懸念があるとのこと、地質調査結果による地下浸透方式の考え方、厚岸湖・別寒辺牛川水系の自然環境の保護保全について当方の見解ということで研究者や専門家の意見、自然環境の保護、保全に向けより一層連携して取り組むことや、排水に当たっては法基準を遵守する計画であること、漁協が懸念している漁業への影響は考えられないことなどを根釧と畜場食肉加工施設整備検討委員会委員長名の見解書という形で7月25日に回答をしたところであります。

また、同日、その見解書の提出とあわせて説明をし、意見交換をし、理解を求めたところでありますが、その席において見解書の内容について科学的な根拠を示し理解を求めたいとの発言もありましたが、最終的には上流域に施設ができることにより何かしらの環境変化が生じるおそれがある。何が起きるかわからないし、将来にわたっての不安を払拭できるものではないと漁港組合長として認めることはできないとの発言があり、同意をいただくことができなかった

たものであります。

次に、2点目の回答に対し、厚岸漁業協同組合は理解を示していただけなかったと聞か、その理由は何か、また、厚岸のカキ漁業者の既得権や生活権があるように、酪農畜産農家にも経営と生活を守る権利があると思うのですが、町長はどのように農業者の思いを相手に伝えてくれたのか伺いたいとお尋ねであります。理解を示していただけなかった理由は、先ほどお答えしたとおりであります。

また、農業者の思いにつきましては、これまでも根釧地区は北海道最大の酪農地帯であり、肉資源の供給基地としての役割は大きく、地域内、畜産資源の有効活用とあわせ、消費者に安全・安心な食肉を安定的に供給していくため、また、生産者の所得向上のために必要不可欠な施設であることを強く伝えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、3点目の平成29年度の建設予定は今後どうなるのか伺いたいとお尋ねであります。さきの根釧と畜場食肉加工処理施設整備検討委員会において建設予定地について標茶町内の別な場所での建設を目指さざるを得なくなったことから、今後は新たな場所選定、それにかかわる関係者との協議などを進めることとなります。

平成29年度の建設予定についてであります。この協議経過、状況にもよるところであります。一日も早い建設着手を目指していることに変わりはなく、現時点で平成29年度からの建設予定の見直しはしていない状況であります。なお、状況変化が生じる際には、その時点でご報告させていただきますので、ご理解を願います。

次に、4点目の下流域住民に反対されれば、上流域に住む者は工場も建設することはできないのか、釧路総合振興局や許認可権を持つ北海道とどのような相談をしてきたのか、また、北海道庁よりの助言や的確な指導はなかったのか伺いたいとお尋ねであります。本施設建設に向けては、これまで何度も将来に向けての良好な流域環境づくりのために連携して取り組むことなど説明をしてきておりますが、何かしらの環境変化が生じるおそれ、将来にわたっての不安という反対理由であり、上流域における開発行為全てが否定されかねない前例となってしまうことを危惧される首長や組合長もおられます。本町といたしましても、同様な懸念を抱いており、下流域のご理解をいただくべく努力してまいりましたが、先ほど申し上げましたとおり、検討委員会としての決定でありますので、真摯に受けとめ、建設に向けて最大限の努力を続けてまいりたいと考えています。

また、釧路振興局や道との相談につきましては、随時行ってきており、過去の事案なども踏まえて的確な指導、助言をいただいているところでありますし、今後におきましてもより一層のご指導をいただきながら取り進めてまいりたいと考えていますので、ご理解願います。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 結論から申せば、厚岸漁協の反対の姿勢は依然として変わらないと。そして、整備検討委員会としては、仕方なしにでもこの屠畜場を建設するためにまたぞろ違う

場所を選ばざるを得ないというお話だったと思うのですが、以前にもこの話は繰り返されていると思うのですね。昨年11月、12月の時点かな、12月28日に臨時議会が開かれて地質調査もし、ボーリング地下浸透方式というものも選択肢の一つとしてやったわけですが、その前に同じように標茶町内において5カ所の場所の選定をして、消去法で最終的に茶安別であるという結論に達したと思うのですが、また同じことをやれと、こういうことなのでしょう。町長にお伺いしたい。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

また同じことをということではないのですけれども、今回、検討委員会として標茶町に対して現在の場所での建築は断念し、ほかの場所を探していただきたいという要請があったわけがあります。ただいま議員がご指摘になりました昨年11月の時点では、地下浸透であれば漁協さんのほうからご理解をいただけるということでありましたので、検討委員会としてそういった方向に進んでいこうということ而努力をしまして、結果として可能であるという結論をいただいたわけですが、それに対しても、漁協さんからはご理解がいただけなかったということでもあります。

それと、今回非常に大きい判断としては、この間、整備検討委員会でこの結論を出す前に、釧路・根室管内の町村の皆さんのご意見を承りました。その中で、先ほどもちょっとお答えをいたしましたけれども、やはり漁協さんが上げられている理由でもってということにはならないのではないのかなというご意見もありましたし、ただ、釧路管内の町村会の席上で1つの町から地元の経済団体が反対をしている以上、町としては負担はできない。議会にも提案できないという明言をされましたので、そうなりますと、このスキームは釧路・根室管内の11の農協と13の市町村、みんなでつくろう、必要ということでスタートした事業でありますので、1つの町からそういった、いわゆる現在の場所にこだわっている限り町としてはできないという発言をされますと、このスキーム自体が壊れてしまうわけです。検討委員会でそのことも含めて検討した結果、断念せざるを得ないという結論になりましたので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 11の経済団体、農業協同組合、13の町村長、こういう枠組みでこの会は運営されてきていると。その中の厚岸漁協に隣接する町村、何ていう町村だかわかりませんが、そこからクレームがついたと。厚岸漁協のそのクレームに対してその町長は、漁民は町民であるけれども、酪農家はどうかなのでしょうね。そこがちょっと僕わからないのです。この方は恐らく長い間、道議会議員もやっておられたと、あるいは議長にもいたような気もするのですが、ちょっとわからん。ただ、それはそことして、置いておきまして、これ以上ああだこうだやってもしょうがないですから、他町村のことですからね。

町長、これ、ちょっとこの数字を覚えておいてほしい。酪農家に多大なる被害、損害が起き

ているのだよということなのです。どういう被害、損害が起きているかと。これは事故処理委員会報告済み案件（全廃のみ）という、こういうものなのですが、これは屠畜場に出したときにいろんな輸送中に事故あったとか、そういうことで見舞金を上げようとか、いやいや、これは半額にしようとかという、そういう経済団体の中でやっているものなのですが、その中で高度の水腫あるいは敗血症について、27年度、これは合わせて72頭出ているのです。この4月1日から8月末までの4カ月間においては、この高度の水腫並びに敗血症については合わせて53頭出ている。月ベースでいくと倍になっているわけですね。これはどういうことかという、帯広に輸送しているそのために、標茶はおかげさまでボリュームあるものですから、廃用牛を帯広にダイレクトに運ぶことができるから、1車分、2車分つくれるわけです。ところが、他の農協においては、規模が小さいところがありますから、独自の農協では1車分の、1車といったら大体15頭ぐらい入るわけですね。それを屠畜場に持っていき、それができないから、大楽毛のあの場所で係留センターなるものを設けて、そこで積み合わせて持っていく。その間に屠畜が間に合わなくて、病気になったり敗血症になったりして死んでいくのです。そういうことを実害があるのだと。だから、一日も早く町長、頑張ってください、この屠畜場問題に明かりを見出していきたい。そう願って質問を終わらせたいと思うのですが、町長、もう一度決意のほどを述べていただきたいと、こう思います。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時23分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

この基本的なスキームは、やはり釧路・根室管内にとって、いわゆる屠場と食肉センターが必要だという前提で進めてきてまいりました。議員もご案内のように、道のミートプラン、国のミートプラン等々においては、この計画が上がる前は根釧には大楽毛の閉鎖の後は工場はつからないという計画でありました。ただ、その後やはり口蹄疫、BSEもありますけれども、口蹄疫、それからTPP等々の状況を受けまして、根釧の11の農協と13の市町村が全員で総意として開発期成会要望として上げたということで、道のほうもこれはいたし方ない、国もということでありました。そういったわけでありまして、やはりみんながそろって要求をし続けていくということが、これはこの計画をこれから進めていくためにも一番重要な問題であります。

こういった問題については、私はこれは町民全てが賛成している問題ではないわけです、そ

それぞれの町村において。市町としては、ただ、それを政策判断として必要だということで反対される方を説得してこれまでやってきたというのが私は現実だと思っております。そういった意味で13の市町、それは標茶町であれ、羅臼町であれ、そのことに対してはスタートラインは同じです。しかし、私どもが建設を要請、公設民営での建設を事業主体としてということで要請をされておりますので、私どもの任務の負担と重さとはほかの町とはおのずから違うものだというぐあいに私は考えてきておりまして、今までも13の市町村、それで農協というこの全体の枠をどうして維持していくかということでこの間やってきました。

ただ、先ほど申しましたように、その枠組みが今回壊れたということでもあります。それは、1つの町だけではなく、多分それは農協さんにも大きな影響を与えるものだと思っております。私どもとしては、あえてそこまでしてまで、あの場所がベストだとは考えておりますけれども、そこにこだわっている前に進まないという苦渋の決断をせざるを得なかったということでもあります。これから先どういった形になるかわかりませんが、標茶町で建設してほしいという要請がある以上、私どもとしては、それはでき得る限りの努力をこれからも続けてまいりたいと。できるだけ早い時期にめどをつけたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解とご支援をお願いしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今、町長の答弁を聞いて、なるほどと感銘したところでございますが、非常に針の穴にロープを通すような、そういう話ですよ。これは大変だと思います。ひとつ本町発展のため、根釧酪農発展のために今後ますます頑張ってください、こう思いまして、私の質問はこれにて終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 以上で1番、櫻井君の一般質問を終了いたします。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

#### ◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 2時27分延会）



以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

署名議員 2番

後 藤 勲

署名議員 3番

熊 谷 善 行

署名議員 4番

深 見 迪

## 平成28年標茶町議会第3回定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

平成28年9月7日（水曜日） 午後 2時54分開会

- 第 1 報告第11号 専決処分した事件の承認について
- 第 2 報告第12号 専決処分した事件の承認について
- 第 3 報告第13号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について
- 第 4 議案第33号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第 5 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第36号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について

### ○出席議員（13名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君  | 2番 後藤勲君   |
| 3番 熊谷善行君  | 4番 深見迪君   |
| 5番 黒沼俊幸君  | 6番 松下哲也君  |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君  |
| 9番 鈴木裕美君  | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 |           |

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |         |       |
|---------|-------|
| 町 長     | 池田裕二君 |
| 副 町 長   | 森山豊君  |
| 総 務 課 長 | 島田哲男君 |
| 企画財政課長  | 高橋則義君 |
| 企画財政課参事 | 常陸勝敏君 |
| 税 務 課 長 | 武山正浩君 |
| 管 理 課 長 | 中村義人君 |
| 農 林 課 長 | 牛崎康人君 |
| 住 民 課 長 | 松本修君  |
| 保健福祉課長  | 佐藤吉彦君 |
| 建 設 課 長 | 狩野克則君 |

水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
農委事務局長	村山裕次君
教育長	吉原平君
教育管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長 (館田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午後 2時54分開議)

◎報告第11号

○議長 (館田賢治君) 日程第1。報告第11号を議題といたします。

本件について、趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長 (高橋則義君) (登壇) 報告第11号の趣旨についてご説明いたします。

本件につきましては、平成28年度一般会計補正予算 (第2号) の専決処分でございます。

内容につきましては、8月21日から23日にかけての台風11号及び9号による災害復旧費及び災害対策費の補正でございまして、補正額は8,874万8,000円の増額であります。

なお、本件は8月22日をもって専決処分をさせていただきました。

ご承認のほどお願い申し上げます。

報告第11号 専決処分した事件の承認について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分書 (写)

平成28年度標茶町一般会計補正予算 (第2号) は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

平成28年度標茶町一般会計補正予算 (第2号)

平成28年度標茶町の一般会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,874万8,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億4,845万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容については「歳入歳出補正予算事項別明細書」に従いご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」はただいまの説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上で、報告第11号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに第1条、歳入・歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 8ページ、11款であります。15節で災害復旧工事請負費3,600万円、主なものがオモチャリ川の件が言われましたが、その他にはどれくらいあるか。例えば5つの町道が今回の災害で通行止めになった。例えば沼幌の小学校から上沼のほうに行く道路も2日間ぐらい、つきっきりで泥をよけて通行止めをしながら、地域の通行ができるようにやられたということも承知していますし、あの場所については何回も、去年の8月についても土砂が流出して道路を全壊することはなかったけれども半壊するくらいまでになった場所で、原因も大体わかっておりますし、その件の対応について述べて欲しいのと、農林災害でも一つ、いつも災害の苦労にあたっている下オソベツの下流の農家の件でありますけれども。この農家も本当に気の毒なくらい、家には水が入らなかったけれども畜舎が水浸しで、約400頭の牛がいる状態で一晩、腹の下まで水に浸かって、人間は標茶ではいろんな災害がなかったとか、牛も倒れる寸前までの状況だったというふうに近隣の人から聞いております。これらについてどんな状況だったかについてお話を聞きたいと思います。

○議長（館田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

15節、道路橋りょう災害復旧費、工事請負費の内容につきましてご説明させていただきます。

ここで計上いたしました3,600万円の内訳でございますが、道路災害といたしましてこの中では町道14路線、箇所数で24カ所の災害復旧費が計上しております。この中で、特に被害額の大きかったものといたしまして、先ほど議員のほうからの質問の中にもありました、沼幌川沿線、こちらのほうは山側の土砂、こちらが道路のほうに雨水と一緒にかぶりまして、その撤去にかかる費用が2日間にわたりまして、300万、こちらを計上しております。

また、磯分内・中御卒別線、そちらにつきましてはあわせて大きな被害額といたしまして、乗り面が道路に滑り落ちて通行不能に一時なると。その撤去費で500万円。こちら2件がこの中で大きな工事費が入っております。

また、そのほかに1路線、虹別の萩野地区で道路が配水管とともに流されていま通行止めになっている箇所がございます。そちらにつきましては、これから公共債という国からの補助をもらう形で工事申請をしまして、復旧工事を行いたいという予定で、こちらの予算の中

には含まれておりませんので全体でいきますと15路線、25カ所が今回の町道に係わる復旧というふうにおさえております。

また、オモチャリ川につきましても同じく公共債、こちらに申請する予定でございまして今回こちらで計上しております3,600万円の内訳のうち400万円はですね恒久的に現在よりも被害が大きくならないようにブルーシート、土のうなどで次からの雨に備える、そのための工事費として400万円を計上しているところでございます。内容につきましては以上のとおりです。

○議長（館田賢治君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

災害工事復旧費の中に先ほどご質問の中で下オソベツの関係の農家の方の部分が言われておりました。今回の工事請負費の中には入ってございません。それで下オソベツの災害の対応について若干ご説明をしたいと思います。

ご承知のようにですね下オソベツ樋門がございまして、シロンド川と鉏路川の本流の間に樋門があって、実際には鉏路川が増水しますとあそこが逆流するという状況になります。そのためにそれぞれその近隣の農家の浸水を防ぐために開発建設部のほうに増水のたびに依頼をしましてポンプ車を発動しているということでございます。

今回の台風によって21日から23日にかけてそれぞれ、21日には1台、それから2台投入してございます。それから台風10号のときにですね、水がかさみまして牛舎のほうに浸水するという想定がございましたので、大型土のうを配置しまして、それを防いでという状況ですので、これ以上、もし浸水がふえますと避難という形の勧告をうちの方は出さざるを得ないという状況になってございます。

○議長（館田賢治君） 5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 2点に絞ってもう一度ご質問をいたします。

沼幌川沿線の土砂は本当に私が知っているだけでも、まあ今回が一番大きい雨ですから特別な土砂が道路から横断して沼幌側のほうにずっと流れていったというわけですけれども、数年前から決壊が始まって、その理由は上部に草地造成がされてですねその原因であの町道を通行止めにするようなことになっている。私は農家ですから思うにですね、本当に農家の人は少ない人数で、残った今の酪農家の方々は本当に真剣にやっておられますから、こういうのはなんとかしてですね、国の災害復旧というかそういう面でいろんなことを手立てはないのかというこの点が1つ。それから今のお答えがあった下オソベツの方の地形はですね、はじめは…… 専決だからこれで終わりますけど、もうちょっとしゃべって終わろうかなと……

○議長（館田賢治君） 3回までいいのだけれど、総括でない、災害のね。今専決で出ている分に関連している、例えば農業予算でもそこにでているのだったら農業予算の関係でも。

○5番（黒沼俊幸君） 自分の知っていることを話したいと。手短かに言います。

この下オソベツの農家の場所が地形的にも湿地で、立派な堤防が三本、四本できたからこういう状況に、これは人為的なものです。従って先ほどの私の考えと同じく、こういう場所は標茶にそうありませんので、特に今ここの農家もお金があればどこかに行きたいぐらいだけれど行けないということだから、特にいろんな面で注意をして牛が死なないようにいろいろ考えて欲しい。言えば簡単なことです。そういうことです。

○議長（館田賢治君） 今の話、聞きとめておきますけれども。いいですか、それで。

○5番（黒沼俊幸君） これでいいの。

○議長（館田賢治君） 意見として受け止めますから。わかりました。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第11号は承認されました。

#### ◎報告第12号

○議長（館田賢治君） 日程第2。報告第12号を議題といたします。

本件について、趣旨の説明を求めます。

水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君）（登壇） 報告第12号についてご説明をいたします。

本件は、平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

平成28年8月22日の台風11号及び23日の台風9号により、特定環境保全公共下水道の塘路処理区において放流先であるアレキナイ川が上昇したことにより、1点目は処理水がスムーズに流れることが困難な状況になったことと、浸水家屋の近くにあるマンホールが水没し、そこから侵入水が処理場に流入したことにより、処理場が浸水状態の恐れがあることにより

汚水を急きょ標茶終末処理場へ移送するための経費でございます。

2点目は、同じく塘路湖の水位が上昇し、元村パル前の町道塘路湖畔線の一部が冠水をし、その箇所に下水道マンホールポンプの電気設備が埋設されており、水没により漏電が発生しました。このことによりエコミュージアムセンターあるこつと、元村パル、キャンプ場の3施設については、トイレ及び排水が使えない状況になっているため、これを復旧するための工事請負費に係る補正予算でございます。

本件につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、平成28年8月22日付で専決処分をさせていただきましたのでご報告を申し上げ、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議案3ページをお開きください。

報告第12号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、別紙に定めるところによる。上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、内容につきましては補正予算書に基づいてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ268万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,968万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について「歳入歳出予算補正事項別明細書」に従い、ご説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、報告第12号の内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに第1条、歳入・歳出予算の補正、歳出の質疑を許します。



ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ歳入・歳出予算の補正、歳入の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第12号は承認されました。

### ◎報告第13号

○議長(館田賢治君) 日程第3。報告第13号を議題といたします。

本件について、趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君)(登壇) 報告第13号の趣旨についてご説明いたします。

本件につきましては、本町が出資しております「株式会社標茶町観光開発公社」の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

この経営状況説明書につきましては、本年6月23日に開催されました第38期定時株主総会において承認され、本町に対し報告がありました資料に基づくものであります。

概要につきましては、売上収入等が9,795万1,606円で、仕入れや一般管理費などの支出を差し引いた当期純利益は、マイナス218万4,231円の赤字決算となったところであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

報告第13号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、株式会社標茶町観光開発公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書

第38期事業年度営業報告及び決算

第38期はインターネット予約の利用が向上しつつも、施設の老朽化に伴う耐震改修工事に

より、1ヶ月間の休館を余儀なくされ、その前後の影響も思いのほか大きく、さらには、災害によるバーベキューハウスの倒壊、また、職員の体調不良等により、職員配置が充分整わず、受注の制約を行わなければならないなどのアクシデントにより、当社にとっては大変厳しい一年となりました。

経営状況につきましては、宿泊は対前年比18%減の4,951人、売上高で11%の減。一般入浴は8.3%減の4万5,218人、売上高で3%の減、以下、売上高で、日帰り宴会が25%減、弁当・オードブル等の仕出しが20%の減、野外バーベキューが22%の減など、総売上高は対前年比13%の減収となり、一般管理費が5%削減したものの、最終的には218万4,231円の赤字決算となりました。

残念な結果となり、株主様にはご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げますが、次期に向け職員一丸となり、健全な経営環境の構築に最大限の努力をしてまいり所存でありますので、今後ともご理解、ご支援賜りますようお願い申し上げます、第38期の事業報告といたします。

1. 会議関係、2. 監査の状況、3. 株式の状況、4. 公社役員の状況、5. 従業員の状況につきましましては、記載のとおりでありますので説明は省略とさせていただきます。

6. 決算状況、貸借対照表。

はじめに資産の部であります。流動資産は、現金・預金から未収金までをあわせて419万7,210円。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産合計で933万7,459円。資産の部合計は1,353万4,669円となっております。

負債の部、流動負債は買掛金から未払法人税等まで、あわせて1,183万3,741円で負債の部合計も同額となっております。

純資産の部は、株主資本は資本金に利益剰余金を加えた170万928円で、繰越利益剰余金はマイナス2,829万9,072円となっております。純資産の部合計は170万928円で、負債・純資産の部合計は1,353万4,669円となっております。

次に、損益計算書。

費用の部。売上原価2,614万2,084円。販売費及び一般管理費8,008万3,390円。営業外費用が24万6,240円。特別損失・法人税等充当額が20万6,099円で、当期純利益は218万4,231円のマイナスとなったところであります。

次に、収益の部。売上高が9,795万1,606円。売上総利益7,180万9,522円。営業利益がマイナス827万3,868円。営業外収益654万1,976円。計上利益がマイナス197万8,132円。合計は収益・費用とも同額で1億449万3,582円となっております。

次に、販売費及び一般管理費であります。旅費から雑費までの合計で8,008万3,390円となっております。

次に、7. 利用状況であります。日帰りは4万5,218人で前年比4,092人の減、宿泊は4,951人で1,099人の減となっております。宿泊の比率につきましては、道内59.6%、道外40.4%と

なっております。

次に、第39期事業年度営業計画であります。

初めに総括。

第39期につきましては、前期の大変厳しい結果を受け、職員一同、さらに気を引き締め、健全な経営環境の構築に邁進する所存であります。

今年、道東道は阿寒インターチェンジまで延伸し、また、釧路外環状線も釧路東インターチェンジまで繋がったことから、道東方面への人の流れは増加するものと思われ、また、標茶町、弟子屈町、鶴居村の連携事業として観光キャンペーンなどが展開されることから、さらなる効果が期待されます。

営業推進対策としては、同業者との差別化を図り、一人でも多くのお客様にご利用いただくよう進めてまいります。

日帰り宴会につきましては、お客様の満足のいくサービスと新メニューの開発はもちろんのこと、最大のセールスポイントである『源泉かけ流し温泉』を目玉にフットワークのきいた送迎バスの対応を強化するなど、集客率のアップを図ってまいります。

サービスの向上とコストダウンを追求し、利益創出に向け意識を高めるよう努力してまいります。

以上のことを踏まえ、町民はもとより多くの利用者に愛される施設となるよう邁進していくことを基本方針といたします。

#### 重点事項

職員全員が「経営者」と同じ認識に立ち『利益創出』を基本テーマとし

- ①清掃及び整理整頓の徹底。
- ②道内屈指の泉質であることに自信を持ってPRする。
- ③常に原価率にこだわるコスト意識の向上。
- ④宿泊・日帰りともに魅力あるプランの作成と情報の発信。

この4点を重点項目といたしております。

次に、収支計画であります。

収入の部は、収入計で1億935万円。

支出の部、材料仕入費2,650万円。管理費合計8,221万1,000円。営業外費用を加えた支出計は1億896万1,000円としております。当期第39期利益は38万9,000円を見込み、計画といたしたところであります。

以上で、報告第13号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 1点だけ伺います。6ページの営業報告及び決算の文章の中に職員

配置が十分整わないということが記載されていますが、私も求人案内を覗いてみたことあるのですが、主にどのセクションの職員なのか、それは5月の監査を受けているわけですがいまでもそれは同じ状態で推移しているのかこのことを伺います。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

これにつきましては、とりわけ調理部門のところでございまして、現在も状況としては変わっておりません。この間、さまざまな方法で募集等、確保に努めてまいりましたが管内含めて調理関係の極めて厳しい人材不足ということもありまして、今日に至っているところであります。改善に向けて最大限の努力をしてみたいと考えているところであります。

○議長（館田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 調理部門というのは調理師さんとか、一般的な調理員とかいいますよね。どこらあたりですか。どっちもですか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

前年度の体制でいきますと調理師さんが3名いたのですが、現状、今1名で推移をしているところでございます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第13号を終了いたします。

### ◎議案第33号

○議長（館田賢治君） 日程第4。議案第33号を議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、4番、深見君、11番、本多君の退席を求めます。

（4番・深見君、11番・本多君 退席）

○議長（館田賢治君） 本定例会開会当初に指名をいたしました会議録署名議員の4番、深見君が退席をいたしましたので、5番、黒沼君を追加指名といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第33号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、「標茶町表彰条例」に基づく平成28年度の被表彰者の決定について、

議会の同意を求めるといふものです。

本年度の被表彰者は、在住功勞表彰63名、善行表彰1名、勤続表彰2名の方々に11月3日の文化の日に表彰しようとするものでございます。

なお、8月23日開催の標茶町表彰審査会において、審査をしていただいておりますことを、ご報告いたします。

以下、内容についてご説明いたします。

標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

平成28年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるといふものです。

次のページへ移ります。

標茶町表彰条例に基づく被表彰者

はじめに、1 功勞表彰（ア）在住功勞です。地区名、氏名、年齢、事績の順に読み上げます。

常盤、根本正枝さん、70歳。50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤勞に励み町の発展に寄与されたものです。

以下、事績については同じですので、省略をさせていただきます。

常盤、森 眞也さん、84歳。常盤、山口勝彦さん、71歳。川上、田中直弘さん、76歳。川上、横島千代さん、70歳。開運、高橋孝男さん、70歳。開運、廣瀬末義さん、79歳。開運、松井ユキ子さん、70歳。開運、山内恵美子さん、74歳。

次ページへまいります。

旭、阿部洋一さん、70歳。旭、阿部綾子さん、70歳。旭、小野寺節子さん、76歳。旭、川村 進さん、70歳。旭、谷川昭雄さん、71歳。旭、富樫民子さん、70歳。旭、箱崎悦子さん、73歳。旭、松田征雄さん、71歳。旭、三好英雄さん、74歳。旭、吉永節子さん、70歳。富士、高林和子さん、76歳。

次ページに移ります。

富士、村上美智子さん、79歳。桜、磯田壽満子さん、73歳。桜、押野見栄子さん、72歳。桜、北村久男さん、70歳。桜、小山ミツ子さん、87歳。桜、佐々木咲子さん、70歳。桜、佐々木祐子さん、70歳。桜、関根俊夫さん、70歳。桜、竹森ユキ子さん、75歳。桜、富田義一さん、70歳。桜、西山恵子さん、71歳。

次ページへまいります。

桜、猫塚美代さん、75歳。桜、深見 迪さん、72歳。桜、益子君子さん、72歳。桜、横島一夫さん、71歳。桜、吉田文雄さん、78歳。桜、和田君子さん、70歳。平和、三浦初江さん、70歳。麻生、伊良子一夫さん、70歳。麻生、越善公子さん、70歳。麻生、加茂正春さん、70歳。麻生、河合春江さん、71歳。

次のページへ移ります。

麻生、田中キミ子さん、72歳。麻生、田中静子さん、74歳。麻生、中嶋幸子さん、76歳。

麻生、宮下 清さん、70歳。栄、伊東佑子さん、71歳。南標茶、駒田 昇さん、75歳。南標茶、駒田潤子さん、73歳。多和、鈴木美佐子さん、86歳。上多和、荒木 拓さん、76歳。上多和、大泉正義さん、77歳。上多和、沢原 勇さん、70歳。

次ページへ移ります。

オソツベツ、加藤洋子さん、70歳。オソツベツ、高橋かつ代さん、71歳。磯分内、岡村征子さん、78歳。磯分内、粥川幸子さん、81歳。虹別、今橋秀雄さん、70歳。虹別、菊地良子さん、70歳。虹別、平林和子さん、70歳。茶安別、末岡サトエさん、72歳。茶安別、本多耕平さん、70歳。阿歴内、佐藤梅子さん、72歳。

続きまして、2 善行表彰です。地区名、氏名、年齢、事績の順に申し上げます。

阿歴内、千葉美智子さん、57歳。多年にわたりボランティアで書道教室を行い、地域の文化活動に貢献したものです。

続きまして、3 勤続表彰です。地区名、氏名、年齢、事績の順に読み上げます。

常盤、藤 孝子さん、71歳。民生委員として20年以上在職されたものです。川上、長尾國彦さん、73歳。標茶町スポーツ少年団本部長として20年以上在職されたものです

以上66名の方々を表彰しようとするものです。

以上で、議案第33号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案同意してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は原案同意されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

（4番・深見君、11番・本多君 着席）

再開 午後 3時43分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第34号

○議長（館田賢治君） 日程第5。議案第34号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第34号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料と合わせてご説明いたします。

議案22ページ、資料1ページをご覧ください。

議案第34号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1. 契約の目的は、標茶町一般廃棄物最終処分場埋立処分地建設工事です。

資料へまいります。

工事概要は、埋立地造成工 掘削（流用土）3,690立方メートル（運搬捨土）17,000立方メートル。遮水設備工、遮水シート7,472平方メートル。雨水等集排水設備工、Uトラフ64メートル。保有水等集排水設備工、暗渠排水管（幹線は400ミリメートルファイ）で53メートル、（支線は200ミリメートルファイ）で301メートル。縦型発生ガス抜き設備工、3箇所。飛散防止設備工、飛散防止柵309メートル。マンホール、11箇所。浸出水処理設備工、遮水シート1,833平方メートル。侵入防止柵、139メートルです。

工事場所は開運9丁目22番地外です。契約金額は2億8,728万円です。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は平成28年8月23日です。指名業者の状況ですが、株式会社 丸栄組、株式会社 住友建設、新根・藤原特定建設工事共同企業体、遠藤・日野特定建設工事共同企業体、北雄・後藤特定建設工事共同企業体の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。

議案書に戻ります。

契約の相手方は、新根・藤原特定建設工事共同企業。代表者、川上郡標茶町平和8丁目6番地。新根開発株式会社、代表取締役 小林新市。構成員、川上郡標茶町旭2丁目8番3号。株式会社 藤原組。代表取締役 藤原利洋。

資料にお戻りください。

竣工予定日は平成29年10月30日です。新規・継続の別は新規です。備考といたしまして、

予定価格 2億9,331万7,200円で、事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第34号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号は原案可決されました。

#### ◎議案第35号

○議長（館田賢治君） 日程第6。議案第35号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君）（登壇） 議案第35号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下内容について資料とあわせご説明いたします。

議案23ページ、資料2ページをご覧ください。

議案第35号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶中茶安別線道路改良舗装工事です。

資料へまいります。

工事概要は、改良延長931メートル、舗装延長931メートル、車道幅員4メートル、全体幅員6メートルです。工事場所は中茶安別です。契約金額は1億7,204万4,000円です。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は平成28年8月23日です。



指名業者の状況ですが、株式会社 丸栄組、株式会社 住友建設、新根・藤原特定建設工事共同企業体、遠藤・日野特定建設工事共同企業体、北雄・後藤特定建設工事共同企業体の5社で入札を行った結果、1回で落札いたしました。

契約の相手方につきましては、議案書に戻ります。

川上郡標茶町麻生9丁目46番地、株式会社 住友建設、代表取締役 住友悟。

資料に戻ります。

竣工予定日は平成29年8月30日です。新規、継続の別は継続です。備考といたしまして予定価格1億7,606万1,600円で事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号は原案可決されました。

### ◎議案第36号

○議長（館田賢治君） 日程第7。議案第36号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 議案第36号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、町税の課税事務処理上、町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、ご提案申し上げるものです。

改正内容につきましては、延滞金の額の計算の基礎となる期間の見直し、消費税10%段階における、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めることとされたことによる法人町民税の税率の引き下げ、現行の医療費控除の特例として、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、セルフメディケーション（自主服薬）推進のための所得控除制度の導入などであります。

なお、この改正にあわせ条文中の字句の修正もあわせて行っております。

また、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、平成29年1月1日から施行することとされ、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）が平成28年5月25日に公布され、法律と同日に施行されることに伴い、町税の課税事務処理上、町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、ご提案申し上げるものです。

改正内容につきましては、日本国居住者又は内国法人が構成員となっている政令で指定される外国において設立された団体であって、かつ、日本の租税が免除とされるものを通じて特例適用利子等又は特例適用配当等を得たために特別徴収できなかった個人住民税について、当該団体の日本国居住者である構成員に、市町村に対して特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額として申告する義務を課すための新たな申告分離課税の規定が設けられたことによる条文の新設などであります。

議案第36号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例等の一部を改正する条例

（標茶町税条例の一部改正）

第1条 標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては議案説明資料によりご説明いたします。

新たに追加するもの、大きな改正のある条文につきましては改正文もあわせてご説明いたします。

議案説明資料の3ページをお開きください。

区分、賦課徴収、改正項目1番、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金で、条項は条例第19条第2号から第6号、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の町民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書

の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う規定の整備です。

議案の25ページをお開きください。中段の下あたりです。

(5) 第47条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）これについては当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第47条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

議案資料の3ページにお戻りください。

施行につきましては、平成29年1月1日。ただし、「）、第52条の7、第66条」の次に「、第80条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第97条第1項」を「第80条の6第1項の申告書、第97条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第97条第1項」を「第80条の6第1項の申告書、第97条第1項」に改める部分については、平成29年4月1日とするものです。

次に、区分、町民税、改正項目2番、法人税割の税率で、条項は条例第33条の4、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法人税割の税率が引き下げられたもので、法人税割の税率、12.1%を8.4%に改めるものです。

施行につきましては、平成29年4月1日。適用は平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、従前の例によるものです。

次に、改正項目3番、普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収で、条項は条例第42条第1項から第4項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理及び条文中の字句の修正で、修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人の町民税の所得割について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするもので、次の1項を加えるものです。

議案の26ページをご覧ください。中ほどの第4項です。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額

更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第39条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間。

議案説明資料の3ページへお戻りください。

施行につきましては、平成29年1月1日。適用は、第1条の規定による改正後の標茶町税条例(以下「新条例」という。)第42条第4項の規定は平成29年1月1日(以下「施行日」という。)以後に新条例第42条第2項に規定する納期が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用するものです。

次に、資料の4ページをお開きください。

改正項目4番、法人の町民税の申告納付で、条項は条例第47条第3項から第7項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の町民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするもので、次の1項を加えるものです。

議案の27ページをご覧ください。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為によ

り町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間。

議案説明資料の4ページにお戻りください。

施行につきましては、平成29年1月1日。適用は、新条例第47条第5項の規定は施行日以後に新条例第47条第3項に規定する納期が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用するものです。

次に、改正項目5番、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続で、条項は条例第49条第2項から第4項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の町民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするもので、次の1項を加えるものです

議案の28ページをご覧ください。

中段のちょっと下くらいです。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の5第3項に規

定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

議案資料の4ページにお戻りください。

施行につきましては、平成29年1月1日。適用は、新条例第49条第4項の規定は施行日以後に新条例第49条第2項に規定する納期が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用するものです。

次に、改正項目6番、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例で、条項は、条例附則第6条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法規定の新設にあわせて規定を新設するもので、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2,000円を超えるときは、その超える部分の金額(その金額が8万8,000円を超える場合には、8万8,000円)について、その年分の総所得金額等から控除できるとされたものです。ただし、この特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができないものです。

議案の29ページをご覧ください。

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

議案説明資料の4ページにお戻りください。

施行につきましては、平成30年1月1日。適用は、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用するものです。

次に、改正項目 7 番、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、条項は条例附則第17条の 8、改正内容は、関係法令改正による規定の整理で、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の特例について、新たに規定が整備されることに伴う条文中の字句の修正及び条の異動を行うもので、第17条の 8 を第17条の 9 とし、新たに第17条の 8 を追加することに伴う条文中の字句等について改めるものです。

施行につきましては、平成29年 1 月 1 日とするものです。

次に、改正項目 8 番、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、条項は条例第17条の 8、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、法令の改正による規定の新設で、特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税とするものです。

議案の30ページをお開きください。

1 番下から 2 行目からです。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条の 8 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第 5 項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第 2 項に規定する特例適用利子等については、第32条及び第33条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項（外国居住者等所得相互免除法第12条第 5 項及び第16条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第 1 号の規定により読み替えられた第33条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第33条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第17条の 8 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第33条の 6 から第33条の 8 まで、第33条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第33条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の 8 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の 7 第 1 項前段、第33条の 8、第33条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の 8 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の 8 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しく

は山林所得金額又は附則第17条の8第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額もしくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

（4）附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条の8第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の8第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第35条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第17条の8第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

（2）第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7



条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の8第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の8第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の8第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は附則第17条の8第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額もしくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条の8第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の8第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

議案資料の5ページにお戻りください。

施行につきましては、平成29年1月1日。適用は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用するものです。

議案の34ページをお開きください。

（標茶町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 標茶町税条例の一部を改正する条例（平成27年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

議案説明資料の5ページをお開きください。なおですね、この資料の7ページからこの第2条による標茶町税条例の一部を改正する条例の一部改正の新旧対照表を添付しておりますのでこちらもご覧いただくとわかりやすいと思います。

議案説明資料の5ページですが、区分、町たばこ税、改正項目9番、標茶町税条例の一部を改正する条例（平成27年標茶町条例第33号）の改正附則第5項、町たばこ税に関する経過措置で、条項は、改正附則第5項、改正内容は条文中の字句の修正と関係法令の改正による規定の整理で、改正項目2番で第19条第3号が改められたことによる規定の整理で、同号の

表第19条第3号の項中「第47条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、「第97条第1項」を「第80条の6第1項の申告書、第97条第1項」に改めるものです。

施行につきましては、平成29年1月1日。ただし、附則第5項第6号の表第19条第3号の項の改正規定（「第97条第1項」を「第80条の6第1項の申告書、第97条第1項」に改める部分に限る。）については、平成29年4月1日となるものです。

議案の35ページをご覧ください。

附則でございますが、先ほどの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

これで、議案第36号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 大変長い条文の修正等々でございますが、1番ですね、まあ新規とは言わないまでも住民にとっては直接関わりがあるというのは、議案資料の4ページに出ておりました特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除。

従来は医療費、治療等は10万円以上、上限で200万円。今回、新制度というのは4年間の時限的なことと言いながら、市販されている薬、処方箋なしで買える、その分が1万2,000円以上ですか、上限が8万円くらいまでは控除いたしましょう。30年ですから来年の1月から皆さんそのようにしてくださいと。ただ、一定のスイッチO T C医薬品というのは処方箋なしで購入できる、調剤薬局、市販店で。これの要指導医薬品及び一般用医薬品というのはどのような範囲で周知されているのか教えていただきたい。

○議長（館田賢治君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

きちっとお答えできるかどうかはちょっとあやふやなんですけれど。現行の医療費控除の特例として、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から検診、予防接種等を受けている個人を対象として、今言ったスイッチO T C医薬品。これは要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品ということになっています。

この医薬品の購入費用について、自主服薬ですねセルフメディケーション推進のための所得控除制度の創設ということで、現行の医療費控除については先ほど平川議員おっしゃったように10万円以上最高額が200万円ということなんですけれど、このセルフメディケーションを実施したとしても、購入した医薬品の対価の額が10万円を超えなければ医療費控除の対象にならないということがありますので、こういう自主服薬を推進するために、それ以下の金額ただし健康の増進及び疾病への予防への一定の取組みは行われているということで、人間ドックとかがん検診とかそれらの医師の介在がある検診等を受けている方に限るのですね。

ども、その方が購入したこの転用医薬品。配偶者、一定の親族等も含みますけれども、それらの方が購入された医薬品の購入の対価について1万2,000円を超える場合、その超える金額、最高限度額が8万8,000円まで、合計で10万円までということ。10万円を超える部分については今までどおりの医療費控除の適用を受けて欲しいということだと思います。ただ医療用医薬品から一般用医薬品に転用されたものということで、とりあえずは本年の6月17日に一応厚生労働省からですねスイッチOTC控除の対象品目が1,492品目が公表されております。ただ厚生労働省はですねこれらについては増減するということから2カ月ごとに更新するとは言っていますがけれども確定申告時期にどのようなふうにやったらいいかというのはまだ具体的には示されてはいないわけなのですけれども、その対象医薬品として、私はあんまり薬は買わないのですけれども、対象薬としてはカコナルゴールドだとかっていうのを購入されますかね。胃薬でガスターテンというのがあるのですけれどもこれのファーモチジンという医薬品が要は医療用から転用されて市販薬になっているという。医療用の成分ですね、インドメタシンとかイブプロフェンとかという成分がはいった医薬品を買った場合、購入の対価を医療費控除にするということなのです。ただ医療費控除を受けるためには本人が人間ドックとか住民健診とか医師が介在する検診等を受けていなければだめだということです。ですから何か証明がどうかというのはそのドックを受けたかどうかというのが確認できれば、それと一緒に薬屋さんで買った商品名が書かれたレシート等があれば多分対象になってくるなと思うのですけれど。

29年1月1日からになっていますので29年1月1日以降に購入した薬代から該当して、翌年の確定申告のときから該当になってくるということになりますので、具体的には税務署等からもあわせてその申告時期までに、具体的な手続き等やなにかがまたアナウンスされて、皆さんにお知らせすることはできるのではないかなと思います。

○議長（館田賢治君） 10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 一定の医療費の削減を目指そうという国の制度、これは理解いたしました。一定の取組み、健康診断をしてください、メタボの検診をしてください等々、それらをクリアして、なおかつスイッチする薬、先ほど課長が、なんとか…… ちょっと聞き覚えなかった。そういうのもありますよと言ったら町長うなずいていたから町長も愛用しているのかと思って。まあそういったもろもろのものを1万2,000円以上購入したときに、要は1月1日から皆さんどうぞと、条件はこうですよ。住民周知、これらについてもおいおい考えていくと思うのですが。新しい制度の中で健康増進そしてまた医療費の抑制等々、そういった面の目的からすれば、その制度内容はありがたい。しかしそれは使わなければもっと医療費は使わなくていいわけですから。使う場合の特典としてこうですよ、ぜひ細やかな住民周知等々してもらいたいと思います。

○議長（館田賢治君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） それらの制度の周知につきましては、きちっと町民の皆さまに

わかりやすいように広報等していきたいと考えております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号は原案可決されました。

#### ◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 4時37分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

署名議員 2番

後 藤 勲

署名議員 3番

熊 谷 善 行

署名議員 4番

深 見 迪

署名議員 5番

黒 沼 俊 幸

## 平成28年標茶町議会第3回定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

平成28年9月8日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第37号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第38号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第39号 標茶町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 4 議案第40号 平成28年度標茶町一般会計補正予算  
議案第41号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算  
議案第42号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算  
議案第43号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第 5 認定第 1号 平成27年度標茶町一般会計決算認定について  
認定第 2号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について  
認定第 3号 平成27年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について  
認定第 4号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について  
認定第 5号 平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について  
認定第 6号 平成27年度標茶町病院事業会計決算認定について  
認定第 7号 平成27年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第 6 議案第44号 教育委員会教育長の任命について
- 第 7 議案第45号 教育委員会委員の任命について
- 第 8 議案第46号 固定資産評価審査委員の選任について
- 第 9 意見書案第15号 道路の整備に関する意見書
- 第10 意見書案第16号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 第18 意見書案第17号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書
- 第19 意見書案第18号 沖縄での米軍属による女性遺体遺棄事件に抗議するとともに日米地位協定の見直しを求める要望意見書
- 第20 閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第21 議員派遣について
- 追 加 議案第40号 平成28年度標茶町一般会計補正予算  
議案第41号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第42号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

議案第43号 平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算

(議案第40号・議案第41号・議案第42号・議案第43号審査特別委員  
会報告)

○出席議員(11名)

1番 櫻井一隆君	2番 後藤勲君
3番 熊谷善行君	4番 深見迪君
5番 黒沼俊幸君	6番 松下哲也君
7番 川村多美男君	8番 渡邊定之君
9番 鈴木裕美君	10番 平川昌昭君
11番 本多耕平君	12番 菊地誠道君
13番 舘田賢治君	

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	高橋則義君
企画財政課参事	常陸勝敏君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
農林課長	牛崎康人君
住民課長	松本修君
保健福祉課長	佐藤吉彦君
建設課長	狩野克則君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
農委事務局長	村山裕次君
教育長	吉原平君
教育管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君



(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長 (館田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第37号

○議長 (館田賢治君) 日程第1。議案第37号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長 (武山正浩君) (登壇) 議案第37号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、平成29年1月1日から施行されることとされました。

また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成28年政令第226号)が平成28年5月25日に公布され、法律と同日に施行されることに伴い、課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、ご提案申し上げるものです。

改正内容につきましては、町民税において分離課税される特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額等に含まれることとすることによる条文の新設などであります。

なお、本案につきましては、8月24日開催の第7回標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案により答申をいただいておりますことを申し添えます。

議案第37号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをお開きください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例(平成11年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては議案説明資料によりご説明いたします。新たに追加するもの、大きな改正のある条文につきましては、改正文もあわせてご説明いたします。

議案説明資料の9ページをお開きください。

改正項目1番、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例で、条項は条例附則第

10項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、新たに第10項、第11項を規定することに伴う項の異動で、第10項を第12項とするものです。

施行は、平成29年1月1日とするものです。

改正項目2番、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例で、条項は条例附則第11項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、新たに第10項、第11項を規定することによる項の異動で、第11項を第13項とするものです。

施行は、改正項目1番と同じであります。

改正項目3番、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例で、条項は条例附則第10項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、町民税において分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額等に含まれることとする事による規定の新設です。

施行は、平成29年1月1日。適用はこの条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用するものです。

改正項目4番、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例で、条項は条例附則第11項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、町民税において分離課税される特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額等に含まれることとする事による規定の新設です。

施行及び適用は、改正項目3番と同じであります。

議案の38ページをお開きください。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中

「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

次のページです。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附則につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第37号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号は原案可決されました。

◎議案第38号

○議長（館田賢治君） 日程第2。議案第38号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第38号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成28年6月22日付政令第241号）が公布され、新たにB型肝炎を定期の予防接種の対象疾病に追加し、平成28年10月1日より施行することが定められました。

このことに対応するため、標茶町手数料徴収条例の一部について所要の改正を提案するものであります。

B型肝炎につきましては、昭和60年度から、「B型肝炎母子感染防止事業」が始まり、国は妊婦検診にHBs抗原検査を導入し、一般小児の感染は激減しております。

一方で、母子感染の予防のみでは防ぐことができない感染があり、増加傾向にあることから、新たな感染症としての対策が必要との判断から、B型肝炎ウイルスによるキャリアが起きやすいと云われる生後1歳に至るまでの小児を対象に、平成28年10月1日より定期の予防接種として実施することとなりました。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書41ページ、議案説明資料10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第38号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3項の第1号中、ここにあります別表第3項は保健福祉に関すること、その第1号中とは予防接種法に基づくものでありまして、表につきましては手数料徴収する事項と手数料の金額を掲載しております。

「サ、水痘、0円」を「サ、水痘、0円 シ、B型肝炎、0円」に改めるものでありまして、新たにB型肝炎を0円で追加するものであります。

附則としましては

この条例は、平成28年10月1日から施行するものであります。

以上で、議案第38号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号は原案可決されました。

#### ◎議案第39号

○議長(館田賢治君) 日程第3。議案第39号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

水道課長・細川君。

○水道課長(細川充洋君)(登壇) 議案第39号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、標茶町簡易水道事業の設置等に関する条例を新たに制定するものです。現在、標茶町水道事業(上水道)以外の水道については、標茶町農業用水道条例に基づき設置された5つの専用水道、4つの営農用水道、1つの飲雑水道、1つの飲用水道の計11箇所で水を供給しています。これらの水道については、当時の事業目的は、営農用の生産基盤の強化を目的に国営総合農地開発事業や道営開拓整備事業により、水道施設の整備が行われてきました。現在は、水道法非適用の未認可水道でございます。

しかし、現在は一般の住民の方にも給水対象としていることから、道及び保健所の水道立ち入り検査時にも、「水道法の規定により、水道事業として経営認可を受け、簡易水道事業としての経営をすべき」という指導を受けてきました。

古くは、萩野地区が昭和38年より事業実施され、当時、国及び道からの移管された施設について、譲渡された資産や関係機関との水利権について十分な引継ぎがされておらず、この件について、整理に時間を費やしてきたところでございます。このたび整理ができましたので、水道法第6条の規定により、簡易水道事業の認可を受けるものでございます。また、認可を取得することにより、今後予定されている施設の更新については、国、道の補助事業での採択要件を満たし、収益事業として経営基盤の強化が図られることになり、現行の農業用

水道の11箇所を統合し、簡易水道事業を設置するため「標茶町農業用水道条例」を廃止し、「標茶町簡易水道事業の設置等に関する条例」を提案するものであります。なお、この変更により水道料金については、現行の料金のままでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書43ページをお開きください。また、議案説明資料11ページもお開きください。

議案第39号 標茶町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

標茶町簡易水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをお開きください。

標茶町簡易水道事業の設置等に関する条例

(簡易水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため簡易水道事業を設置する。

(給水区域、給水人口及び給水量)

第2条 給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 給水区域 萩野地区、雷別地区、虹別地区、西熊牛地区、上オソベツ地区、中オソベツ地区、下オソベツ地区、北片無去地区、上茶安別地区、沼幌地区、多和地区、厚生地区、阿歴内地区、中茶安別地区、久著呂地区、塘路地区、磯分内地区の一部とする。

(2) 給水人口 2,030人

(3) 給水量 1日最大給水量4,530立方メートル

(簡易水道運営協議会)

第3条 簡易水道事業の円滑な運営を図るため、簡易水道運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、町長の諮問に応じ、簡易水道事業の運営に関し、調査審議するとともに簡易水道の普及活動に当たるものとする。

3 協議会は委員10人以内で組織する。

4 委員は、水道に関し知識経験を有する者及び給水区域の水道使用者のうちから町長が委嘱する。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

次のページでございます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(標茶町農業用水道給水条例の廃止)

2 標茶町農業用水道給水条例（平成10年標茶町条例第17号）は、廃止する。

(標茶町水道事業給水条例の一部改正)

3 標茶町水道事業給水条例（平成10年標茶町条例第16号）の一部を次のように改正する。  
先ほど、資料の部分で11ページの部分については第3条の条例に基づく規則の案を提示をしております。次ページの12ページ以降の部分については、附則の標茶町水道事業給水条例の部分でございますけれども、これは参考資料としてあらためて12月に標茶町水道事業給水条例の一部改正を提案するものでございます。なお、先ほど前段の説明の中で申しましたように議案書46ページに記載をしている1番上の簡易水道事業の部分の金額については、現行と変わらないことを申し添えます。

以上、議案第39号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第39号は総務経済委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議案第39号は総務経済委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時58分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第40号ないし議案第43号

○議長（館田賢治君） 日程第4。議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号を一括議題といたします。

議題4案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第40号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成28年度一般会計補正予算（第3号）でありまして、道路維持補修対策、社会教育施設整備などに資するため、歳入歳出それぞれ2億4,993万2,000円を追加し、総額を115億9,838万3,000円といたしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、土地購入費で1,530万円、道路維持補修工事で4,600万円、郷土館機能移転改修工事1億8,000万円などを計上いたしました。

他会計への繰出金につきましては、下水道事業特別会計で3,236万8,000円の減額をいたしております。

一部事務組合への負担金につきましては、川上郡衛生処理組合への負担金で114万5,000円の減額、鉦路北部消防事務組合では224万9,000円を追加しております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、さらに地方交付税の増額、財政調整基金の繰入及び前年度繰越金を充当し、収支バランスをはかったところであります。

また、地方債で2件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成28年度標茶町一般会計補正予算（第3号）

平成28年度標茶町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,993万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億9,838万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複しますので説明は省略とさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正

起債の目的、1 過疎対策事業、補正前の限度額6億290万円。標茶中茶安別線道路改良、10万円の減額。医師確保対策、90万円の追加。森林整備対策事業、1,460万円。あわせまして1,540万円を追加し、補正後の限度額を6億1,830万円とする。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じであります。

次に、4 臨時財政対策債、補正前の限度額2億5,640万円から2,266万9,000円を減額し、補正後の限度額を2億3,373万1,000円とする。起債の方法以下は補正前と同じであります。



合計、補正前の限度額12億3,580万円から726万9,000円を減額し、補正後の限度額を12億2,853万1,000円とする。

18ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。合計欄で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額12億3,580万円、補正額726万9,000円の減額、補正後の額12億2,853万1,000円。当該年度末現在高見込額、補正前の額107億3,429万4,000円、補正額726万9,000円を減額し、補正後の額を107億2,702万5,000円とするものであります。

以上で、議案第40号の内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第41号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）で、平成30年度から保険者となる北海道と標茶町との国保事業費納付金等算定標準システムとの情報連携に向けた国保システムの改修に係る歳入歳出の補正です。

また、国保運営協議会の開催回数の増加により、委員報酬の不足が見込まれることから、歳出予算の組み替えを行うものです。

なお、本案につきましては、8月24日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

別冊補正予算書をお開きください。1ページ目です。

平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）

平成28年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,395万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に基づきご説明いたします。

8ページをご覧ください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第41号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君）（登壇） 議案第42号、平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案は、平成28年度資本費平準化債の算出方法が変更になったことにより、歳入で一般会計繰入金の減額及び準企業債の増額であります。

2点目については、歳出では、昨年実施した標茶終末処理場更新工事より発生した売り払い金のうち、国費相当額を国庫に返納するルールがあり、その額を計上しております。

以下、内容についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,971万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い、ご説明をいたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正

起債の目的、1 公共下水道事業、2 特定環境保全公共下水道事業。補正前合計額1億1,770万円を補正後1億5,010万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じでございます。

10ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

変更合計で申し上げます。

当該年度中増減見込み、補正前の額1億1,770万円に3,240万円を追加し、補正後の額1億5,010万円。当該年度末現在高見込額、補正前の額25億8,866万3,000円に、3,240万円を追加し、補正後の額26億2,106万3,000円でございます。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第43号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、保険事業勘定歳入歳出予算の補正予算であります。

主なものとしましては、平成28年10月より新しい介護予防・日常生活支援総合事業を開始するため、予算の組み換えを提案するものでありまして、現行サービスであります訪問型サービス（ヘルパー事業）、通所型サービス（デイサービス事業）について、10月から新規、更新を含め要支援1、要支援2による事業対象者として認定有効期間を設定された者から順次、総合事業へと移行するものであります。

次に、平成27年度の事業実績によります介護給付費負担金、地域支援事業交付金の清算に伴う返還金を計上いたしました。返還金の財源といたしましては、前年度繰越金を充当するものであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,530万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,171万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページからの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第43号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題4案は、直ちに、議長を除く12名で構成する「議案第40号・議案第41号・議案第42号・議案第43号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題4案は、議長を除く12名で構成する「議案第40号・議案第41号・議案第42号・議案第43号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時36分

再開 午後 2時36分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第7号

○議長（館田賢治君） 日程第5。認定第1号・認定第2号・認定第3号・認定第4号・認定第5号・認定第6号・認定第7号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定7案は、議長・監査委員を除く11名で構成する「平成27年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定7案は、議長・監査委員を除く11名で構成する「平成27年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託し、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第44号

○議長（館田賢治君） 日程第6。議案第44号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第44号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現教育長の任期が平成28年9月30日をもって任期満了となるため、平成27年7月1日改正の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第44号 教育長の任命について

下記の者を教育長に任命したいので地方行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町麻生5丁目21番地、氏名は島田哲男、生年月日は昭和31年7月26日。お手元に配付しました経歴書の説明については省略させていただきますが、氏は昭和50年4月に標茶町役場に奉職以来、職務に精励するとともに、税務課長、総務課長の職を歴任し行政経験も豊富であり、また、教育委員会管理課長として教育行政に深く関わっており判断力・行動力も十分でありますことから最適任者と判断し、教育長としてここに提案するものであります。なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、任期は平成31年9月30日までの3年間です。

ご審議をいただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決をいたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案可決されました。

◎議案第45号

○議長（館田賢治君） 日程第7。議案第45号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第45号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、教育委員会委員の選任についてであります。平成28年9月30日をもって任期満了となります。教育委員会委員に次の方を選任したいので、議会の同意を求めるといふものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第45号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めるといふものであります。

住所は川上郡標茶町開運1丁目9番地2、氏名は若月由美、生年月日は昭和41年11月1日。

お手元に配付いたしました経歴書の説明については、省略をさせていただきますが、平成24年10月に教育委員に就任をされ、もてる経験をいかし職責を果たされ今日に至っており、教育委員として再任願いたく、ここに提案するものであります。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決をいたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案同意されました。

◎議案第46号

○議長（館田賢治君） 日程第8。議案第46号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第46号の提案趣旨並びに内容の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成28年10月31日をもって、任期満了となる固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町桜1丁目2番8号、氏名は佐々木光彦、生年月日は昭和31年3月24日であります。

佐々木氏の経歴につきましては、資料により省略をさせていただきますが、標茶町農協の参事をつとめており、見識の高い方であります。

ご審議をいただきご同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上、議案第46号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決をいたします。

本案は起立により採決をいたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案同意されました。

#### ◎意見書案第15号

○議長（館田賢治君） 日程第9。意見書案第15号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省

略をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第15号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がないものと認めます。

よって、意見書案第15号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

#### ◎意見書案第16号

○議長(館田賢治君) 日程第10。意見書案第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。



これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第16号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第16号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立多数であります。

よって、意見書案第16号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

#### ◎意見書案第17号

○議長(館田賢治君) 日程第11。意見書案第17号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第17号を採決いたします。

意見書案第17号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第17号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第17号は原案否決されました。

#### ◎意見書案第18号

○議長(館田賢治君) 日程第12。意見書案第18号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第18号を採決いたします。

意見書案第18号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第18号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（館田賢治君） 日程第13。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（館田賢治君） 日程第14。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

11月21日から22日に、弟子屈町で開催されます、釧路町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に、全議員を派遣することにいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（館田賢治君） ただいま、議案第40号・議案第41号・議案第42号・議案第43号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号・議案第41号・議案第42号・議案第43号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第40号ないし議案第43号

○議長（館田賢治君） 議案第40号・議案第41号・議案第42号・議案第43号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案について、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号は委員長報告のとおり原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時06分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉議の宣告

○議長（館田賢治君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

た。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（館田賢治君） 以上をもって、平成28年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午後 3時06分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

署名議員 2番

後 藤 勲

署名議員 3番

熊 谷 善 行

署名議員 4番

深 見 迪

